

平成 29 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況  
(平成 30 年 11 月 7 日現在)

# —目次—

## 平成 29 年秋の年次公開検証対象事業

・ 診療報酬（調剤技術料）	4
・ 大学（研究等の担い手の育成）	5
・ 高等学校における先進教育	8
・ 地方のインフラ整備（下水道）	12
・ I T ・ I o T の活用による国民生活の向上	14
・ 電波利用	17
・ 漁業の成長産業化	18
・ 観光インバウンド	20
・ O D A （ボランティアの在り方）	23
・ 石油・天然ガス事業への出資	26
・ 基金	28
・ E B P M の試行的検証（モデル事業（I C T の活用））	31
・ E B P M の試行的検証複数省庁関連事業（建設業の人材確保・育成）	34
・ 農林漁業の人材確保	36
・ 物流における省エネルギー対策	39
・ 水道事業の基盤強化と P F I 導入推進	41

## 平成 29 年「通告」対象事業

・ 地域少子化対策強化事業	46
・ 保護費負担金	47
・ 農業法人投資育成事業	48
・ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	49

平成 29 年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省の対応状況  
(平成 30 年 11 月 7 日現在)

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	診療報酬（調剤技術料）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤技術料については、薬剤師・薬局によるサービスの対価としての観点から院内処方と院外処方のコスト差について十分に検証されていない。</li> <li>・薬局の実態として、厚労省がめざす「かかりつけ薬剤師・薬局」は現時点で少数派であり、今後も現在の調剤報酬体系のままでは、めざす姿に進んでいくとは見込み難い。<u>門前薬局、大手調剤チェーン薬局の調剤技術料については、実態を踏まえると、一層引下げの余地がある。</u></li> <li>・調剤技術料が医科・歯科に比べ伸びていること、医薬分業が定着してきたこと、現在の調剤報酬体系が一部の先進的な薬剤師・薬局やあるべき理想像を基本にした報酬体系であると考えられることや、薬剤師・薬局の実態を踏まえると、真の患者のための「かかりつけ薬剤師・薬局」を進めるためにも、<u>調剤技術料の全体的な水準の引下げを含め、メリハリのついた適正で効率的な調剤技術料の報酬設定とすべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 30 年 11 月 7 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤技術料については、薬剤師・薬局によるサービスの対価としての観点から院内処方と院外処方のコスト差について十分に検証されていない。</li> <li>・薬局の実態として、厚労省がめざす「かかりつけ薬剤師・薬局」は現時点で少数派であり、今後も現在の調剤報酬体系のままでは、めざす姿に進んでいくとは見込み難い。<u>門前薬局、大手調剤チェーン薬局の調剤技術料については、実態を踏まえると、一層引下げの余地がある。</u></li> <li>・調剤技術料が医科・歯科に比べ伸びていること、医薬分業が定着してきたこと、現在の調剤報酬体系が一部の先進的な薬剤師・薬局やあるべき理想像を基本にした報酬体系であると考えられることや、薬剤師・薬局の実態を踏まえると、真の患者のための「かかりつけ薬剤師・薬局」を進めるためにも、<u>調剤技術料の全体的な水準の引下げを含め、メリハリのついた適正で効率的な調剤技術料の報酬設定とすべきである。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局の収益状況、医薬品の備蓄等の効率性も踏まえ、いわゆる大型門前薬局、同一敷地内薬局等の評価の適正化を行う。</li> <li>・服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の評価を推進することとし、その際、薬剤調製などの対物業務に係る評価等の適正化を行う。</li> </ul> <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央社会保険医療協議会において、関係者等のご意見を踏まえながら検討し、平成 30 年度調剤報酬改定にて対応した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度診療報酬改定において、いわゆる大型門前薬局、同一敷地内薬局等の調剤基本料の引き下げや対象範囲の見直しを行った。</li> <li>・かかりつけ薬剤師・薬局の評価を推進するため、かかりつけ薬剤師の在籍期間の要件等を見直すとともに、評価を引き上げた。一方で、薬剤調製などの対物業務から対人業務への転換を進めるため、対物業務を評価している調剤料の引き下げを行った。</li> </ul> <p>（平成 31 年度概算要求での改善状況） 特になし。（上記診療報酬改定により対応済）</p>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	大学（研究等の担い手の育成）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも、こうした個々の事業の乱立は、経営力の強化等をもって、研究及び教育の水準を向上させるという、国立大学法人改革で本来目指した方向性を阻害する懸念がある。具体的には、研究や教育の業績評価に応じた人材活用等は十分に進んでいない。 これらの事業は、本来、国立大学法人等の経営努力によって解決すべき当面かつ直面する深刻な問題である若手研究者の雇用の維持等のための方策としての事業である。</li> <li>・こうした現状に対して、文部科学省が各種の事業を立ち上げ、対応しているが、<u>既存の在籍者の給与削減によって、各大学が人件費をいくら捻出したのか、それを若手の登用に手当てすることができたのか、といった肝心の数値が把握できておらず、これらの事業に対して国民の税金を投じることの合理性について疑念がある。</u></li> <li>・大卒の今後の方向性としては、①様々な事業の乱立、特に教育政策と科学技術政策の間で、対象者や補助内容の重複を徹底的に排除するとともに、その目的や内容を整理する必要がある。②国立大学法人改革の目指した方向性を促すべきである。つまり、高齢教員と若手教員の入替え、高齢教員の給与削減による若手の登用、更には、各大学における教員の評価システムの制度の確立及び運用など、「経営努力」をしっかりと行った大学に対してのみ支援するようインセンティブ設計も見直すべきである。</li> <li>・以下、個別の事業について、必要なものをコメントする。</li> <li>・「国立大学若手人材支援事業」については、<u>国立大学法人の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の既存額の中で対応すべきであることから、廃止すべき</u>である。</li> <li>・「科学技術に関する人材の養成・活躍促進のうち卓越研究員事業、研究人材キャリアマネジメント促進事業、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業、テニュアトラック普及・定着事業」については、<u>この春の公開プロセスを踏まえるとともに、重複を排し、既存施策との関係を整理するため、廃止も含めて抜本的に見直すべき</u>である。</li> <li>・「博士課程教育リーディングプログラム」及び「卓越大学院プログラム」については、その違いが必ずしも明確でないことに加え、基本的に、それぞれは各大学が取り組むべき今後の方向性を示したものであり、各大学にそうした取組を行うよう促すことは必要であるが、運営費交付金とは別に、巨額となる国民の税金を投じる意義があるのか、バラマキとなっていないか、といった疑念がある。基本的な考え方としては、<u>将来の受益者となる企業の負担を求めるのも一つの考え方であり、いずれにせよ、廃止も含めて抜本的に見直すべき</u>である。</li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 30 年 11 月 7 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも、こうした個々の事業の乱立は、経営力の強化等をもって、研究及び教育の水準を向上させるという、国立大学法人改革で本来目指した方向性を阻害する懸念がある。具体的には、研究や教育の業績評価に応じた人材活用等は十分に進んでいない。 これらの事業は、本来、国立大学法人等の経営努力によって解決すべき当面かつ直面する深刻な問題である若手研究者の雇用の維持等のための方策としての事業である。</li> <li>・こうした現状に対して、文部科学省が各種の事業を立ち上げ、対応しているが、<u>既存の在籍者の給与削減によって、各大学が人件費をいくら捻出したのか、それを若手の登用に手当てすることができたのか、といった肝心の数値が把握できておらず、これらの事業に対して国民の税金を投じることの合理性について疑念がある。</u></li> </ul>	<p>大学の若手人材の支援に係る既存の在籍者の給与削減等による財源の捻出、及び各大学における教員の評価システムの確立等に係る指摘については、国立大学法人の経営力の強化を促すため、シニア教員のメリハリある処遇と、若手教員確保のための人件費の把握や捻出も含めた、若手教員の躍進を図るための徹底した人事給与マネジメント改革など、積極的な自己改革を各大学に求めていくとともに、そうした改革を行う大学が適正に評価される仕組み作りに取り組む予定としている。</p> <p>また、大学の若手人材の支援に係る事業の重複排除については、重複しないよう、対象者、補助内容、目的等を整理し、徹底して重複の排除に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人等の教員のモチベーションを向上させ、若手教員をはじめとする多様な優秀な人材の活躍に資する人事給与制度の実現を目指し、各大学が自律的に進める人事給与マネジメント改革の推進を図っている。具体的には、説明会等を通じて各大学に対し改革の動向や今後の方向性について周知するとともに、11 月には、改革の基本的な方向性を示したガイドラインを策定する予定であり、積極的な自己改革を大学に求めている。</li> <li>・今回の「秋の年次公開検証」の対象となった各事業への指摘については、それぞれ、平成 31 年度概算要求において下記のとおり対応した。</li> </ul>	

<p>・大卒の今後の方向性としては、①様々な事業の<u>乱立、特に教育政策と科学技術政策の間で、対象者や補助内容の重複を徹底的に排除するとともに、その目的や内容を整理する必要がある。</u>②国立大学法人改革の目指した方向性を促すべきである。つまり、<u>高齢教員と若手教員の入替え、高齢教員の給与削減による若手の登用、更には、各大学における教員の評価システムの制度の確立及び運用など、「経営努力」をしっかりと行った大学に対してのみ支援するようインセンティブ設計も見直すべき</u>である。</p>	<p>(スケジュール) 第3期中期目標期間中に国立大学法人の人事給与マネジメントにかかる基本的な方針を定めつつ、各大学の第4期中期目標・中期計画に人事給与改革を明確に位置づけることを検討する。</p>		
<p>・以下、個別の事業について、必要なものをコメントする。 ・「国立大学若手人材支援事業」については、<u>国立大学法人の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の既存額の中で対応すべきであることから、廃止すべき</u>である。</p>	<p>指摘を踏まえ、新規採択は行わず、「国立大学若手人材支援事業」は廃止し、本事業による継続支援対象者分人件費は、支援終了まで既存の運営費交付金で措置する。</p> <p>(スケジュール) 上記の対応について、平成30年度政府予算案に反映させる。</p>	<p>・平成29年度をもって国立大学若手人材支援事業は廃止し、本事業による継続支援対象者の人件費については国立大学法人運営費交付金の中で対応することとした。</p> <p>(平成31年度概算要求での改善状況) ・平成30年度予算に引き続き、平成31年度概算要求に的確に反映させた(平成31年度概算要求額9億円(対前年度比▲13億円))。</p>	
<p>・「科学技術に関する人材の養成・活躍促進のうち卓越研究員事業、研究人材キャリアマネジメント促進事業、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業、テニュアトラック普及・定着事業」については、<u>この春の公開プロセスを踏まえるとともに、重複を排し、既存施策との関係を整理するため、廃止も含めて抜本的に見直すべき</u>である。</p>	<p>「卓越研究員事業」について、ポスト提示数や申請者数の増加を目指し、ポスト提示や当事者間交渉の期間の柔軟化等の見直しを実施する。 「研究人材キャリアマネジメント促進事業」については、有識者会議等において事業の在り方を議論することとし、平成30年度は「研究人材キャリアマネジメント促進事業」としての新規採択は実施しない。なお、平成30年度概算要求においては同事業に統合することとしていた「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」については、女性研究者の活躍等の観点から平成30年度も引き続き新規採択を行う。 「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」「テニュアトラック普及・定着事業」については、平成30年度は既存採択分のみを継続実施し、執行面での効率化等により予算額を削減する。</p> <p>(スケジュール) 「研究人材キャリアマネジメント促進事業」としての新規採択の取り下げ及び「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」「テニュアトラック普及・定着事業」の執行面での効率化等によ</p>	<p>・「卓越研究員事業」について、平成30年度よりポスト提示や当事者間交渉の期間の柔軟化等の見直しを実施することとした。</p> <p>・「研究人材キャリアマネジメント促進事業」については、平成30年度においては新規採択を実施しないこととした。</p> <p>・「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」「テニュアトラック普及・定着事業」については、執行面での効率化等により、平成30年度予算において、要求額から約1.1億円削減した。</p> <p>(平成31年度概算要求での改善状況) ・平成31年度概算要求においては、「秋の年次公開検証」の指摘を踏まえ、「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」「テニュアトラック普及・定着事業」について既存採択分のみを平成31年度の支援終了まで継続実施する。 ・科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業：270百万円(対前年度比▲972百万円) ・テニュアトラック普及・定着事業：39百万円(対前年度比▲27百万円)</p>	<p>今後の研究人材の育成・確保の在り方については、科学技術・学術審議会人材委員会・中央教育審議会大学分科会大学院部会合同部会において議論を行い、「我が国の研究力強化に向けた研究人材の育成・確保に関する論点整理」をまとめたところ。 <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/singi/gijyutu/gijyutu10/002/index.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/singi/gijyutu/gijyutu10/002/index.htm</a></p>

	<p>る予算額の削減について、平成 30 年度政府予算案に反映させる。</p> <p>「卓越研究員事業」の見直しについて、平成 30 年度事業において実施する。</p>		
<p>・「博士課程教育リーディングプログラム」及び「卓越大学院プログラム」については、その違いが必ずしも明確でないことに加え、基本的に、それぞれは各大学が取り組むべき今後の方向性を示したものであり、各大学にそうした取組を行うよう促すことは必要であるが、運営費交付金とは別に、巨額となる国民の税金を投じる意義があるのか、バラマキとなっていないか、といった疑念がある。基本的な考え方としては、<u>将来の受益者となる企業の負担を求めるのも一つの考え方であり、いずれにせよ、廃止も含めて抜本的に見直すべきである。</u></p>	<p>「卓越大学院プログラム」及び「博士課程教育リーディングプログラム」について、連携企業等の資金拠出を含む学内外資金の活用により補助期間終了後の事業の継続性・発展性確保のための方策を実施する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>「卓越大学院プログラム」は、連携企業等の負担について、事業採択時の確認対象や事業進捗評価の指標の一つとすることを、公募要領等に反映する。</p>	<p>・「卓越大学院プログラム」については、公募要領において、事業の進捗に併せて補助金額を逡減させるとともに学内外資源を増加させることを踏まえた資金計画を事業採択時の確認対象とすることや、社会との連携状況（寄附金収入等、産学連携収入等）を事業進捗評価の指標の一つとすることを明記し、公募を実施した。</p> <p>・「博士課程教育リーディングプログラム」については、補助期間終了年度に外部有識者による事後評価を実施し、事業の継続性・発展性確保の状況を確認することとしている。</p> <p>(平成 31 年度概算要求での改善状況)</p> <p>・「卓越大学院プログラム」については、上記の補助金額の逡減等を踏まえ必要な予算を要求した。「博士課程教育リーディングプログラム」については、事業最終年度に必要な予算を要求した。</p>	<p>平成 30 年度「卓越大学院プログラム」公募要領（平成 30 年 4 月文部科学省）</p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/01/1403375_01.pdf">http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/01/1403375_01.pdf</a></p>



## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	高等学校における先進教育		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）について、<u>世界を牽引する人材育成なのか、全体の底上げなのか、そもそもの事業目的と現在の事業内容が合致しているのか、改めて検証するとともに、その上で、所期の事業成果が得られたのかを指定前や非指定校と比較して適切に評価すべきである。</u></li> <li>・SGH、SSHについて、<u>国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方を再検討すべきである。</u></li> <li>・地方自治体の負担や授業料での負担、奨学金との組み合わせなど、<u>国費のみによらない負担の在り方についても検討すべきである。</u></li> <li>・SGHとSSHについて、<u>他方の事業成果を取り入れるほか、共同での実施や事業の一本化の可能性を検討するなど、両者の連携を更に深めるべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
<p>・スーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）について、<u>世界を牽引する人材育成なのか、全体の底上げなのか、そもそもの事業目的と現在の事業内容が合致しているのか、改めて検証するとともに、その上で、所期の事業成果が得られたのかを指定前や非指定校と比較して適切に評価すべきである。</u></p>	<p><b>【SGH】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を踏まえ、第1期指定校（H26）が平成30年度に5年目の最終年度を迎えることを踏まえ、事業目的に照らし、実施内容が効果的かどうかを検証した上で、同一校の指定前後の比較やSGH対象生と非対象生との比較等、事業全体の成果を有識者会議にて検証する。 （スケジュール）</li> <li>・平成30年1月頃、事業検証のための有識者会議を立ち上げ、平成30年8月頃、事業成果について中間まとめをとりまとめる予定。</li> </ul> <p><b>【SSH】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的に照らし、実施内容が効果的かどうかを検証した上で、指定前後でのSSHの効果等、どのような目標や指標の設定を行うべきか、新たに有識者会議を設置し検討する。 （スケジュール）</li> <li>・平成30年1月頃、有識者会議を立ち上げ、平成30年6月頃、報告書を取りまとめる予定。</li> </ul>	<p><b>【SGH】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年1月10日に事業検証のための有識者会議を立ち上げ、今後の方向性について議論を行い、平成30年7月25日に事業検証に関する中間まとめを文部科学省のHPを通じて公表した。</li> <li>・中間まとめにおいては、これまでの事業のあり方を見直し、事業目的と内容をより合致したものとすべく、アドバンスト型・リージョナル型の2つのカテゴリーに分類し、求めるべく事業成果を明確化するとともに各々の事業成果が効果的に出よう指定の在り方とすることがとりまとめられた。</li> <li>・同一校の指定前後の比較やSGH対象生と非対象生との比較等、事業全体の成果など、の事業検証については、中間まとめにおいて公表するとともに、引き続き検証予定。</li> </ul> <p>（平成31年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定校への支援に関して、平成30年度で56校が終了するため、終了分を減額し、継続67校分の費用を要求するとともに、事業検証のための検証機関による定量的・定性的なデータの分析、成果の普及等のための委託費を要求。</li> <li>・また、中間まとめを受け、将来イノベティブなグローバル人材を育成するため、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業を新規要求。</li> </ul> <p><b>【SSH】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年1月4日にSSH支援事業の今後の方向性等に関する有識者会議を立ち上げ、①SSH事業の目的と今後の方向性、②事業の成果・効果の検証、③SSH事業とSGH事業と</li> </ul>	<p>公表 <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/sgh/1408438.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/sgh/1408438.htm</a></p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyu">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyu</a></p>

		<p>の連携に係る具体的な方向性に関する議論を行い、平成 30 年 9 月 18 日に報告書を文部科学省の HP を通じて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記報告書を踏まえて、従来の重点枠の内容の一部を基礎枠に移行するなど、各校が自らの特色を生かしながら進化の要素を提案し、実践するよう促す。事業成果の評価については、指定前後や一般生徒との比較等について、今後、文部科学省及び J S T において必要な体制を構築し、専門機関と連携しながら検討予定。</li> </ul> <p>(平成 31 年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択における審査の観点の改善を図るとともに、事業目的に照らした S S H 事業の成果の把握・分析・検証を行い、事業の効果的な実施に取り組む。なお、S S H 指定校 1 校あたりの経費や毎年の指定校数の在り方について見直しを行った。</li> </ul>	<p>tu/031/houkoku/1409229.htm</p>
<p>・ S G H、S S H について、<u>国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方を再検討すべきである。</u></p>	<p>【S G H】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を踏まえ、国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方について、例えば取組内容や評価結果、規模に応じた支援の在り方等、有識者会議で検討する。</li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 1 月頃、事業検証のための有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 8 月頃、中間まとめをとりまとめる予定。</li> </ul> <p>【S S H】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を踏まえ、国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方について、例えば取組内容や評価結果、規模に応じた支援の在り方等、有識者会議で検討する。</li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 1 月頃、有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 6 月頃、報告書を取りまとめる予定。</li> </ul>	<p>【S G H】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 1 月 10 日に事業検証のための有識者会議を立ち上げ、今後の方向性について議論を行い、平成 30 年 7 月 25 日に事業検証に関する中間まとめを文部科学省の HP を通じて公表した。</li> <li>・中間まとめにおいては、指定期間を原則 3 年（3 年目の評価に応じて 2 年延長可）とするほか、カテゴリー別に上限額を設定し、研究開発の内容や対象生徒などその規模に応じて支援する仕組みに改善するとともに、ネットワークやコンソーシアムの構築、国際会議やフォーラムの開催など持続可能な取組につながる経費負担を義務付けるなど、国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方についてとりまとめられた。</li> </ul> <p>(平成 31 年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定校への支援に関して、平成 30 年度で 56 校が終了するため、終了分を減額し、継続 67 校分の費用を要求するとともに、事業検証のための検証機関による定量的・定性的なデータの分析、成果の普及等のための委託費を要求。</li> <li>・また、中間まとめを受け、将来イノベティブなグローバル人材を育成するため、W W L（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業を新規要求。</li> </ul> <p>【S S H】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 1 月 4 日に S S H 支援事業の今後の方向性等に関する有識者会議を立ち上げ、① S S H 事業の目的と今後の方向性、② 事業の成果・効果の検証、③ S S H 事業と S G H 事業と</li> </ul>	<p>公表  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/sgh/1408438.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/sgh/1408438.htm</a></p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingichousa/gijyu">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingichousa/gijyu</a></p>

		<p>の連携に係る具体的な方向性に関する議論を行い、平成 30 年 9 月 18 日に報告書を文部科学省の HP を通じて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定校に対する支援に当たっては、中間評価の結果に基づき、取組が不十分な指定校については経費の減額や指定解除等の措置を講じる。</li> <li>最も指定期間の長い 4 期目指定校が次期指定の申請を行う際には、これまで以上に充実・進化した取組が求められることを踏まえ、先進性の度合いについて検討する。 (平成 31 年度概算要求での改善状況)</li> <li>採択における審査の観点の改善を図るとともに、事業目的に照らしたSSH事業の成果の把握・分析・検証を行い、事業の効果的な実施に取り組む。なお、SSH指定校 1 校あたりの経費や毎年の指定校数の在り方について見直しを行った。</li> </ul>	<p>tu/031/houkoku/1409229.htm</p>
<p>・地方自治体の負担や授業料での負担、奨学金との組み合わせなど、<u>国費のみによらない負担の在り方についても検討すべきである。</u></p>	<p>【SGH】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指摘を踏まえ、管理機関（国立大学法人、教育委員会、学校法人）の費用負担等の在り方について、有識者会議で検討する。 (スケジュール)</li> <li>平成 30 年 1 月頃、事業検証のための有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 8 月頃、中間まとめをとりまとめる予定。</li> </ul> <p>【SSH】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指摘を踏まえ、管理機関等の負担の在り方について、有識者会議で検討する。</li> <li>予算執行面での合理化について検討する。 (スケジュール)</li> <li>平成 30 年 1 月頃、有識者会議を立ち上げ、平成 30 年 6 月頃、報告書をとりまとめる予定。</li> <li>平成 30 年度、調達方法の合理化を一部先行して実施予定。調査や調整に時間を要する見直しについては今後検討を行い、平成 31 年度から実施予定。</li> </ul>	<p>【SGH】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 1 月 10 日に事業検証のための有識者会議を立ち上げ、今後の方向性について議論を行い、平成 30 年 7 月 25 日に事業検証に関する中間まとめを文部科学省の HP を通じて公表した。</li> <li>中間まとめにおいては、効果的に成果を出し、普及するという観点から、管理機関（国立大学法人、教育委員会、学校法人）による人的支援や関連事業の実施、支援体制の明確化など、役割の強化を図る必要性についてとりまとめられた。</li> </ul> <p>(平成 31 年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定校への支援に関して、平成 30 年度で 56 校が終了するため、終了分を減額し、継続 67 校分の費用を要求するとともに、事業検証のための検証機関による定量的・定性的なデータの分析、成果の普及等のための委託費を要求。</li> <li>また、中間まとめを受け、将来イノベーティブなグローバル人材を育成するため、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業を新規要求。</li> </ul> <p>【SSH】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 1 月 4 日にSSH支援事業の今後の方向性等に関する有識者会議を立ち上げ、①SSH事業の目的と今後の方向性、②事業の成果・効果の検証、③SSH事業とSGH事業との連携に係る具体的な方向性に関する議論を行い、平成 30 年 9 月 18 日に報告書を文部科学省の HP を通じて公表した。</li> <li>地方自治体においても、教師の person 費や環境整備等の不足する</li> </ul>	<p>公表 http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/sgh/1408438.htm</p> <p>http://www.mext.go.jp/b_menu/shingijyutu/031/houkoku/1409229.htm</p>

		<p>活動費等について一定の負担を求めるとともに、事業成果の積極的な普及・展開等の役割を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理化検討に関して、JSTが外部機関・企業へのヒアリングを実施し、調達スキームや事務支援体制の見直し等による事務経費の削減に向けた検討に着手している。</li> </ul> <p>(平成31年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択における審査の観点の改善を図るとともに、事業目的に照らしたSSH事業の成果の把握・分析・検証を行い、事業の効果的な実施に取り組む。なお、SSH指定校1校あたりの経費や毎年の指定校数の在り方について見直しを行った。</li> </ul>	
<p>・SGHとSSHについて、<u>他方の事業成果を取り入れるほか、共同での実施や事業の一本化の可能性を検討するなど、両者の連携を更に深めるべきである。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を踏まえ、両事業の指定校の意見を聴取し両事業の担当部局間で連絡会議を開催したり、両事業主催による、管理機関・指定校対象の連絡会等の開催を検討するなど、両事業の連携を更に深めていく。</li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年1月以降、両事業の連絡会議等を開催する予定。</li> </ul>	<p>【SGH】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年1月10日に事業検証のための有識者会議を立ち上げ、今後の方向性について議論を行い、平成30年7月25日に事業検証に関する中間まとめを文部科学省のHPを通じて公表した。</li> <li>・中間まとめにおいては、SGHとSSHは、グローバルに活躍する人材の育成という広い共通目的のもと、今後はSGHとSSHが互いに連携し、プログラムとしての相乗効果を図ることがとりまとめられた。</li> </ul> <p>【SSH】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年1月4日にSSH支援事業の今後の方向性等に関する有識者会議を立ち上げ、①SSH事業の目的と今後の方向性、②事業の成果・効果の検証、③SSH事業とSGH事業との連携に係る具体的な方向性に関する議論を行い、平成30年9月18日に報告書を文部科学省のHPを通じて公表した。</li> <li>・育成する具体的な人材像などは異なるものの、国際社会で活躍する人材の育成という共通した広義の目的の下、国、管理機関及び指定校の各レベルで互いに連携した取組を行い、事業全体として相乗効果を図る。</li> <li>・学校の限られた教育資源を有効活用するという観点から、両事業の重複指定について慎重な対応を検討（SSH重点枠とSGHの同時指定は避ける）。</li> </ul>	<p>公表</p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/sgh/1408438.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/sgh/1408438.htm</a></p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingichousa/gijyutu/031/houkoku/1409229.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingichousa/gijyutu/031/houkoku/1409229.htm</a></p>

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	地方のインフラ整備（下水道）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業について、本来、受益者負担の原則に則って運営されるべきところ、水道事業に比べて、国費による補助が大きいなど、必ずしも受益者負担の原則と整合的なものとはなっていない。</li> <li>・汚水処理人口普及率が90%を突破し、今後は老朽化に伴う維持管理・更新費の増大が懸念される。こうした中、持続可能な事業経営を行っていくためには、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化やコスト縮減を徹底し、<u>国費による支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、汚水処理施設の未普及地域の解消や集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策に重点化していくべきである。</u></li> <li>・また、下水道事業の主体となる公営企業においては、資産状況を適切に把握し、将来の見通しをつけるため、<u>人口3万人未満の自治体を含め公営企業会計の導入を促進すべきである。</u></li> <li>・さらに、国土交通省は地方自治体等と協働して、<u>広域化（ICT活用含む）やコンセッションをはじめとするPPP/PFIの導入など、コスト縮減の徹底を図るとともに、PPP/PFIの導入等のため、使用料でどのような経費を負担しているのかわかるよう、コストの「見える化」を進め、適正な使用料水準や見通しを住民や事業者と共有していくべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業について、本来、受益者負担の原則に則って運営されるべきところ、水道事業に比べて、国費による補助が大きいなど、必ずしも受益者負担の原則と整合的なものとはなっていない。</li> <li>・汚水処理人口普及率が90%を突破し、今後は老朽化に伴う維持管理・更新費の増大が懸念される。こうした中、持続可能な事業経営を行っていくためには、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化やコスト縮減を徹底し、<u>国費による支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、汚水処理施設の未普及地域の解消や集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策に重点化していくべきである。</u></li> </ul>	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消及び雨水対策に重点化。</li> </ul>	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備総合交付金等に係る平成30年度予算配分の考え方として、下水道事業に関しては未普及対策及び雨水対策等を重点配分項目とした。</li> <li>・平成31年度概算要求において、社会資本整備総合交付金等について、雨水対策を一層促進する「下水道浸水被害軽減総合事業」の拡充を要求。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>また、下水道事業の主体となる公営企業においては、資産状況を適切に把握し、将来の見通しをつけるため、<u>人口3万人未満の自治体を含め公営企業会計の導入を促進すべきである。</u></li> </ul>	<p>【国土交通省、総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度までに、都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業を公営企業会計へ移行するよう要請するとともに、人口3万人未満の市区町村については、下水道事業をできる限り公営企業会計へ移行するよう要請している。</li> <li>社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体（人口3万人未満の団体を含む）は平成30年度に適用の検討に着手すること、また、人口3万人以上の団体は平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体は平成32年度までにできる限り適用することを交付要件化。</li> </ul>	<p>【国土交通省、総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体（人口3万人未満の団体を含む）は平成30年度に適用の検討に着手すること、また、人口3万人以上の団体は平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体は平成32年度までにできる限り適用することを交付要件化。</li> <li>平成31年度予算においても、引き続き社会資本整備総合交付金等の交付要件とする。</li> <li>都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、引き続き、公営企業会計へ移行するよう要請。人口3万人未満の市区町村についても、公営企業会計の適用が一層促進されるよう、新たなロードマップを年内に策定。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに、国土交通省は地方自治体等と協働して、<u>広域化（ICT活用含む）やコンセッションをはじめとするPPP/PFIの導入など、コスト縮減の徹底を図るとともに、PPP/PFIの導入等のため、使用料でどのような経費を負担しているのかわかるよう、コストの「見える化」を進め、適正な使用料水準や見通しを住民や事業者と共有していくべきである。</u></li> </ul>	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、平成34年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画（処理区の統合、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理等）を策定すること、また、各都道府県及び市町村は連携し平成30年度に策定の検討に着手することを交付要件化。</li> <li>各地方公共団体の下水道事業の経営状況について、団体間の比較ができる形でデータの「見える化」を一層推進。</li> </ul>	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度予算にて、下水道事業調査費として「ICTを活用した効率的管路マネジメント技術」や「ICTを活用した効率的な下水道施設管理に関する技術」の実証を実施。</li> <li>平成30年度予算より、社会資本整備総合交付金について、広域化を一層推進する「下水道広域化推進総合事業」及びコンセッション事業を一層推進する「民間活力導入促進事業」を創設。</li> <li>社会資本整備総合交付金等について、平成30年度予算より、平成34年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画（処理区の統合、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理等）を策定すること、また、各都道府県及び市町村は連携し平成30年度に策定の検討に着手することを交付要件化。</li> <li>平成31年度概算要求において、下水道事業調査費として「ICT活用スマートオペレーションによる省スペース・省エネ型高度処理技術」や「クラウドやAI技術を活用した効率的なマンホールポンプ管理技術」、「AIデータ解析による効率的な管内異常検知技術」の実証を要求。</li> <li>平成31年度概算要求において、社会資本整備総合交付金等について、広域化を一層促進する「下水道広域化推進総合事業」の拡充を要求。</li> <li>各地方公共団体の経費回収率や使用料単価等の代表的な経営指標について類似団体区分毎の一覧表を作成、ホームページにて公表し、「見える化」を実施。</li> </ul>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省		
テーマ等	IT・IoTの活用による国民生活の向上		
指摘事項	<p>・ いずれの事業も、民間企業や市場、地方自治体が自らできること、また、取り組むべきことをしっかりと見定めた上で、国（中央政府）が必要以上に支援を行うことは厳に慎まねばならない。具体的には、下記のとおり。</p> <p>・ 「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」については、本事業のような「死の谷」に対する支援は、本来、技術の目利きとリスクを取るという専門性を有し、ビジネスとしているベンチャーキャピタルにとっては投資リスクを軽減する効果を生むことから、自己責任での投資より補助金を選ぶというモラルハザードが起きる可能性が極めて大きく、安易に資金をばらまいてしまっている懸念がある。以上の理由から、事業実施の必要性について、事業の廃止を含め抜本的に見直す必要がある。</p> <p>・ 「高度対話エージェント技術の研究開発・実証」については、競争条件を踏まえた適切な投資規模及び民間企業と NICT（情報通信研究機構）の役割分担のイメージが必ずしも明らかではない。民間企業が、自己リスクでの研究開発投資よりも政府による支援を選ぶというモラルハザードが生じるおそれがあることを十分に踏まえ、事業実施の必要性を抜本的に見直す必要がある。</p> <p>仮に、研究開発として少額の投資として実施する場合には、他の投資のとりやめ、見直しを前提とするなど、全体として効果的・効率的な投資管理を行う必要がある。</p> <p>・ 「地域 IoT 実装総合支援パッケージ」については、</p> <p>① 「地域 IoT 実装推進事業」については、大きな方向性としては、今後、人材減少が見込まれる自治体において、IoT がその代替をし、コスト面ではもちろんのこと、新たな情報提供等のクオリティの面でも、導入が期待されるものである。しかし、全国展開するという成果目標が達成されることにより、受益者である国民に対し、質とコストの両面で具体的にどのようなメリットが生じるかについて明確ではない。</p> <p>基本的に、成功事例の導入は自治体にとって必要かつ役に立つことが期待されるものであり、まずは自治体を選択し、負担すべき事柄であること、また、関係省庁の既存の補助金スキームを活用できることから、その重複を踏まえ、事業実施の必要性について抜本的に見直すべきである。</p> <p>仮に、事業を継続する場合、総務省は、全国にいかにか普及させていくのか、広域自治体によるサポートや制度的な障壁の取扱いを含め、その戦略および具体的なロードマップを明らかにすべきである。</p> <p>② 「地域 IoT 実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」、「データアカデミー推進事業」、「地域 IoT 官民マルチパートナー事業」については、上記の原則と同様、国の関与は必要最小限とすべきとの考えの下、事業実施の必要性を見直すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 30 年 11 月 7 日） 時点における進捗状況	備考
<p>・ 「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」については、本事業のような「死の谷」に対する支援は、本来、技術の目利きとリスクを取るという専門性を有し、ビジネスとしているベンチャーキャピタルにとっては投資リスクを軽減する効果を生むことから、自己責任での投資より補助金を選ぶというモラルハザードが起きる可能性が極めて大きく、安易に資金をばらまいてしまっている懸念がある。以上の理由から、事業実施の必要性について、事業の廃止を含め抜本的に見直す必要がある。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、平成 30 年度の事業実施に向けて、以下の見直しを行う。</p> <p>①事業化支援機関（ベンチャーキャピタル等）に対する補助を廃止。</p> <p>②ベンチャー企業に対する補助上限額を削減。（上限 1 億円から 7,000 万円に見直し）</p> <p>③また、モラルハザードを防ぐため、以下のとおり評価プロセスの厳密な運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資関係等のあるベンチャー企業と事業化支援機関が共同申請者となることを認めない。</li> <li>・ 民間投資が難しく国費による支援を真に必要とする案件に絞って支援。</li> </ul>	<p>対応方針・スケジュールに基づく以下の見直しを行い、平成 30 年度の事業を実施。</p> <p>①本事業の補助金交付要綱を改正し、事業化支援機関（ベンチャーキャピタル等）に対する補助を廃止した。</p> <p>②同じく補助金交付要綱を改正し、ベンチャー企業に対する補助上限額を 1 億円から 7,000 万円に削減した。</p> <p>③また、モラルハザードを防ぐため、以下のとおり評価プロセスの厳密な運用を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資関係等のあるベンチャー企業と事業化支援機関が共同申請者であることが判明した場合、採択事業を中止する旨事業化支援機関の募集要領に明示。機会あるごとにこの旨を周知徹底。</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>採択評価に際し、民間資金のみでなく国費による支援を必要とする理由を申請書に明記させ、採択評価を実施。 (平成 31 年度概算要求での改善状況) 事業化支援機関に対する補助は引き続き対象としていない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「高度対話エージェント技術の研究開発・実証」については、競争条件を踏まえた適切な投資規模及び民間企業と NICT（情報通信研究機構）の役割分担のイメージが必ずしも明らかではない。<u>民間企業が、自己リスクでの研究開発投資よりも政府による支援を選ぶというモラルハザードが生じるおそれがあることを十分に踏まえ、事業実施の必要性を抜本的に見直す必要がある。</u> 仮に、<u>研究開発として少額の投資として実施する場合には、他の投資のとりやめ、見直しを前提とするなど、全体として効果的・効率的な投資管理を行う必要がある。</u></li> </ul>	<p>指摘事項を踏まえ、国による研究開発投資の対象を、研究開発成果やデータの共有等、国が投資しなければ研究開発が進まない部分のみに限定した上で、民間企業の投資を誘発し、関心を持つ企業に広く参加を求めていく。</p>	<p>平成 30 年度予算執行については、モラルハザードが生じないよう受託者以外も広く共通的に利用可能な基幹技術（API 等）の開発から行わせるなど、左記の対応方針に従い研究開発を実施中。 (平成 31 年度概算要求での改善状況) 平成 31 年度概算要求においても引き続き、外部有識者による研究開発運営委員会を開催し、国による研究開発投資の対象を研究開発成果やデータの共有等、国が投資しなければ研究開発が進まない部分のみになるよう精査・限定し、受託者以外の民間企業の投資に資する要求内容としている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域 IoT 実装総合支援パッケージ」については、 ①「地域 IoT 実装推進事業」については、大きな方向性としては、今後、人材減少が見込まれる自治体において、IoT がその代替をし、コスト面ではもちろんのこと、新たな情報提供等のクオリティの面でも、導入が期待されるものである。しかし、全国展開するという成果目標が達成されることにより、受益者である国民に対し、質とコストの両面で具体的にどのようなメリットが生じるかについて明確ではない。 <u>基本的に、成功事例の導入は自治体にとって必要かつ役に立つことが期待されるものであり、まずは自治体を選択し、負担すべき事柄であること、また、関係省庁の既存の補助金スキームを活用できることから、その重複を踏まえ、事業実施の必要性について抜本的に見直すべきである。</u> 仮に、事業を継続する場合、総務省は、全国にいかにより普及させていくのか、広域自治体によるサポートや制度的な障壁の取扱いを含め、その戦略および具体的なロードマップを明らかにすべきである。</li> </ul>	<p>指摘事項を踏まえ、平成 30 年度における「地域 IoT 実装総合支援パッケージ」の実施に当たっては、以下の取組を反映・実施する。</p> <p>①地域 IoT 実装推進事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市に対する補助を廃止</li> <li>定率補助を基本とするスキームへの転換を行い、3,000 万円までの定額補助を改め、原則、事業費の 1/2 を補助することとし、その上限額を 2,000 万円と設定（ただし、条件不利地域の市町村に対してのみ上限 1,500 万円までの定額補助を実施）</li> <li>「データ利活用型スマートシティ」を補助対象から除外</li> <li>補助を受けようとする市町村においては、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条に基づく「市町村官民データ活用推進計画」を策定していることを補助の要件化</li> <li>地域 IoT の全国普及戦略は、官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）に含まれており、その中で「平成 32 年度までの 800 の地方公共団体における地域 IoT の導入」が目標として設定されている。また、具体的な</li> </ul>	<p>(平成 31 年度概算要求での改善状況)</p> <p>① 地域 IoT 実装推進事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のスキームについては、平成 30 年度の改善項目を平成 31 年度概算要求においても踏襲。</li> <li>「地域 IoT 実装推進ロードマップ」については、地域 IoT 実装推進タスクフォース（第 6 回、平成 30 年 3 月）における議論を踏まえ、既存の重点分野の内容をより明確化するため、平成 30 年 4 月に「子育て」を新たな重点分野として設定。平成 31 年度においても引き続き、必要に応じて見直しを図る。</li> </ul> <p>② 地域 IoT 実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度末に取りまとめられる事業の成果（策定された計画等）の活用により、支援実施に必要な資料作成等請負事業者の作業を効率化することとし、事業費を縮減。</li> </ul>	



<p>②「地域 IoT 実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」、「データアカデミー推進事業」、「地域 IoT 官民マルチパートナー事業」については、上記の原則と同様、<u>国の関与は必要最小限とすべきとの考えの下、事業実施の必要性を見直すべきである。</u></p>	<p>ロードマップについては、「地域 IoT 実装推進ロードマップ」を策定しているところであるが、今後、広域自治体によるサポートや制度的な障壁の取扱いを含め、関係者からの意見を踏まえ、必要に応じて、「地域 IoT 実装推進ロードマップ」の見直しを図る。</p> <p>②「地域 IoT 実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」、「データアカデミー推進事業」、「地域 IoT 官民マルチパートナー事業」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域 IoT 実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」については、事業実施において、国として関与する範囲を必要最小限としつつ、より一層の効率的な執行に努め、事業費を縮減</li> <li>・「データアカデミー推進事業」及び「地域 IoT 官民マルチパートナー事業」については、廃止</li> </ul>		
--	---	--	--

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省		
テーマ等	電波利用		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29年度以降に新規に実施している事業、具体的には電波の監視や電波資源拡大のための研究開発等の中には必要性が必ずしも見出せないものがあり、真に必要な事業のみに絞り込む必要がある。例えば、5Gの研究開発から直接利益を得るのは民間企業であることを勧告すれば、政府と民間の役割・費用分担の在り方についても再検討する必要がある。</li> <li>・ そもそも、電波利用料を財源とする事業について、用途が限定されていることがあって不要不急な事業を生み出す、あるいはそうしたインセンティブが働く可能性もあり、電波利用料を財源とする事業のうち今回対象とした事業以外についてもその必要性を全体として検証していく必要がある。</li> <li>・ 電波は本来国民の共有財産であり、その有効かつ適正な利用を確保することが重要である。そのためにも、電波の監視や無線局の免許申請事務についても今の実施方法で良いのかどうか見直す必要がある。特に事後的な対応から未然防止へのシフト、成果目標の適正な設定など、事業の効果的・効率的実施の確保に向けた努力をしていく必要がある。</li> <li>・ 電波については国民の共有財産であることを踏まえ、その経済的な価値に基づく負担の在り方や収入の用途の見直しなど、電波利用料体系の全体の再設計について検討を行う必要がある。</li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29年度以降に新規に実施している事業、具体的には電波の監視や電波資源拡大のための研究開発等の中には必要性が必ずしも見出せないものがあり、真に必要な事業のみに絞り込む必要がある。例えば、5Gの研究開発から直接利益を得るのは民間企業であることを勧告すれば、政府と民間の役割・費用分担の在り方についても再検討する必要がある。</li> <li>・ そもそも、電波利用料を財源とする事業について、用途が限定されていることがあって不要不急な事業を生み出す、あるいはそうしたインセンティブが働く可能性もあり、電波利用料を財源とする事業のうち今回対象とした事業以外についてもその必要性を全体として検証していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波監視や電波資源拡大のための研究開発等について、真に必要な予算に絞り込む。（平成30年度予算案に反映）</li> <li>・ 電波資源拡大のための研究開発及び周波数ひっ迫対策のための技術試験事務については、より適切な予算執行に向けて、民間企業が負担すべきものについては応分の負担を求めるなど、官民の費用負担を厳格化し、国として真に必要な経費のみを計上することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年の予算執行は、左記の官民の役割分担に関する対応方針を踏まえ、提案書に官民費用負担にかかる申告書の提出を求めた。</li> <li>（平成31年度概算要求での改善状況）</li> <li>・ 平成31年度概算要求においては、研究開発課題の提案募集期間（従来1ヶ月）を2ヶ月間（H30.2.1～H30.3.31）に拡大し、研究機関や民間企業等のヒアリングを従前より前倒しするとともに、電波有効利用成長戦略懇談会（座長：多賀谷 一照、千葉大学名誉教授）での議論も踏まえ、真に必要な経費のみを計上した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波は本来国民の共有財産であり、その有効かつ適正な利用を確保することが重要である。そのためにも、電波の監視や無線局の免許申請事務についても今の実施方法で良いのかどうか見直す必要がある。特に事後的な対応から未然防止へのシフト、成果目標の適正な設定など、事業の効果的・効率的実施の確保に向けた努力をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法無線設備の製造業者に対する勧告（販売・輸入の中止等）、不適合無線設備の市場流通を防止するための試買テストの実施などの不法無線局の未然防止対策の一層の強化を図る。</li> <li>・ 事業の評価を適切に行えるよう事業の実施状況を適切に反映できる成果目標への見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな成果目標として、重要無線通信妨害事案の迅速な排除のため、免許人申告受付から早期解決した割合を設定し、平成30年度の行政事業レビューに反映。</li> <li>（平成31年度概算要求での改善状況）</li> <li>・ 不法無線局の未然防止対策として、不法無線設備の製造業者に対する勧告、不適合無線設備の市場流通を防止するための試買テストの対象機器を見直しつつ実施するとともに、強化策として、観光庁と連携して訪日外国人向け周知・啓発の重点化を計画。</li> </ul>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	漁業の成長産業化		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>漁業構造改革総合対策事業</u>については、事業実施者のコスト削減・収益性の向上を目指すにとどまり、資源管理を含めた持続可能なビジネスモデルの確立までには至っていない。資源管理が適切に行われていない状況で操業・生産体制や流通販売の効率化を高めた場合、全体として合理的とは言えない投資や中長期的には漁業資源の枯渇を招き、むしろ成長産業化の方向性に反するおそれがある。今後は、<u>科学的なデータ分析に基づいた個別割当制度等（IQ（個別割当）・ITQ（譲渡性個別割当））を導入し成長産業化に成功している国々を参考としつつ、これまでの実証事業の成果の分析を深め、持続可能なビジネスモデルを早急に確立すべきである。</u></li> <li>・<u>浜の活力再生交付金</u>については、漁業所得の向上を成果指標としているが、その持続可能性を維持するための資源管理の状況を含めた形での成果は明らかにされていない。<u>交付対象の浜ごと及びそれ以外の浜も含めたデータの比較分析を行い、適切な投資のもとで資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因を明らかにすべきである。また、その結果に基づいて、国の負担の必要性も含め、今後の事業の在り方を見直すべきである。</u></li> <li>・<u>国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業</u>は、本来、水産物販売や流通関連業者の自助努力又は地方自治体により行われるべきことであるとの考えの下、<u>国の関与については真に必要なものに見直すべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>漁業構造改革総合対策事業</u>については、事業実施者のコスト削減・収益性の向上を目指すにとどまり、資源管理を含めた持続可能なビジネスモデルの確立までには至っていない。資源管理が適切に行われていない状況で操業・生産体制や流通販売の効率化を高めた場合、全体として合理的とは言えない投資や中長期的には漁業資源の枯渇を招き、むしろ成長産業化の方向性に反するおそれがある。今後は、<u>科学的なデータ分析に基づいた個別割当制度等（IQ（個別割当）・ITQ（譲渡性個別割当））を導入し成長産業化に成功している国々を参考としつつ、これまでの実証事業の成果の分析を深め、持続可能なビジネスモデルを早急に確立すべきである。</u></li> </ul>	<p>改革型漁船の導入を行う改革計画について、当該漁業が漁獲対象とする主な水産資源の科学的評価とそれを踏まえた資源管理の取組を要件化するとともに、個別割当等の先進的な資源管理の取組を行う改革計画を優先的に採択することにより、資源管理と連携した事業の実施を徹底する。</p> <p>また、漁業の成長産業化に成功している国々の取組も参考にしつつ、本事業の検証作業を通じて実証事業の成果の分析を進め、我が国漁業をとりまく状況を踏まえた持続可能なビジネスモデルの確立を目指す。</p> <p>（スケジュール） 平成29年度補正予算成立時に資源管理の取組の要件化や先進的な資源管理の取組の優先採択を行う要綱等を改正する。持続的なビジネスモデルの確立を目指し、平成30年度は実証事業の成果の分析を実施する。</p>	<p>平成30年2月に、水産業体質強化総合対策事業実施要綱等を改正し、主な漁獲対象資源等の科学的評価を踏まえた資源管理の取組の要件化、個別割当等の先進的な資源管理の取組を含む改革計画の優先採択に関する規定を整備した。</p> <p>外部有識者で構成する中央協議会において実証事業の検証（平成29年秋の年次公開検証以降に8件）を実施し、持続可能なビジネスモデルの確立を目指した実証事業の成果の分析を進めている。</p> <p>（平成31年度概算要求での改善状況） 引き続き資源管理の取組を要件とするとともに、個別割当等の先進的な資源管理の取組を含む改革計画に基づく事業を優先して実施することとしている。</p>	

<p>・<u>浜の活力再生交付金</u>については、漁業所得の向上を成果指標としているが、その持続可能性を維持するための資源管理の状況を含めた形での成果は明らかにされていない。<u>交付対象の浜ごと及びそれ以外の浜も含めたデータの比較分析を行い、適切な投資のもとで資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因を明らかにすべきである。また、その結果に基づいて、国の負担の必要性も含め、今後の事業の在り方を見直すべきである。</u></p>	<p>・浜の活力再生交付金について、資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因分析に必要なデータの提出を求め、試行的な事例分析を実施。その結果を踏まえ、資源管理を実施している地区において事業採択を行うべく要件化。また、引き続き事例分析を実施し、その結果を踏まえ、国の負担の内容等事業の在り方について見直しを検討する。</p> <p>・浜の活力再生プラン推進事業について、プランの見直しに係る国の支援の在り方を見直し、1地区当たりの国費の支援上限額を引き下げる方針。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>・試行的な事例分析を行った結果について本年3月を目途にとりまとめ、資源管理を実施している地区において事業採択を行うべく実施要領等を年度内に改正する。また、次年度以降も事例分析を継続して実施し、その結果を踏まえ、国の負担の内容等事業の在り方について見直しを検討する。</p> <p>・浜の活力再生プラン推進事業に関する実施要領等の改正を年度内に行い、次年度以降の事業実施に反映させる。</p>	<p>平成30年3月に、水産関係地方公共団体交付金等実施要領等を改正し、浜の活力再生交付金の採択要件として、「資源管理の取組が行われていない地域にあっては交付の対象としない。」とするとともに、浜の活力再生プラン推進事業については、1地区当たりの国費の支援上限額を100万円から50万円に引き下げた。</p> <p>また、平成29年度秋の年次公開検証以降に事業実施対象地区(16地区)における資源や漁業所得の状況等についての分析を行った。引き続き事例分析を進めている。</p> <p>(平成31年度概算要求での改善状況)</p> <p>平成31年度予算にあっては、より資源管理との連携を図るため、地域(浜)における漁獲データ等を迅速に把握・提供する体制が整備されている場合は、事業採択に当たって優先順位付けを行う。</p>	
<p>・<u>国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業</u>は、本来、水産物販売や流通関連業者の自助努力又は地方自治体により行われるべきことであるとの考えの下、<u>国の関与については真に必要なものに見直すべきである。</u></p>	<p>ポータルサイトの運営は民間団体の自主的管理に移行するとともに、小学校おさかな学習会は、都道府県でも行われているため、国の関与については、広域的な魚食普及セミナーに対する支援とする等、真に必要なものに見直す。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>平成30年度より見直し予定。</p>	<p>平成30年度事業において、ポータルサイトや小学校おさかな学習会の開催に対する国の支援を廃止する等の見直しを実施した。</p> <p>(平成31年度概算要求での改善状況)</p> <p>上記の見直しに即して引き続き国産水産物の流通促進、消費拡大を進める。</p>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	観光インバウンド		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪日観光振興事業の推進に当たっては、<u>訪日外国人のニーズに基づいて事業を見直す必要がある。</u></li> <li>・ 「観光地域ブランド確立支援事業」、「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」は本年度で終了し、3事業は「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」へ統合されることから、<u>3事業については事業開始から現在までの事業効果を分析・評価して、統合の効果・改善の効果が最大限得られるように新事業に反映させる必要がある。</u>こうした評価を行うことにより、<u>当該事業がないときに比べ事業を行うことでどれくらいの効果があったか、成功例と失敗例にはどこに違いがあったのか把握し、また、成功した支援事業の手法を他に広めるべきである。</u></li> <li>・ 「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」については、<u>従来のルート設定型の周遊コースを支援するのではなく、地域の観光資源を磨き上げ、魅力ある観光資源を中心として、旅行者の目的に応じた誘客戦略に移行していくべきである。</u></li> <li>・ その際、多言語に対応した観光案内サイトや、観光資源の外国人観光客向けの説明が整備されていないなどの諸問題について来訪する<u>外国人観光客の立場に立って分析し、それを解決するような制度設計とすべきである。</u></li> <li>・ また事業実施に当たっては、政策全体及び個々の支援事業の効果を適切に評価するため、<u>目標設定時、中間評価時、結果評価時における KPI などの具体的な基準を設定し、当該基準に満たない場合には事業の見直しなども検討する必要がある。</u>現行の評価指標は事業を評価するものとはいいいがたいことから、<u>評価指標をどのように設定すべきか検討し、また指標の取得方法も用意しておく必要がある。</u></li> <li>・ 観光庁は、実施主体である DMO 等の自主的な運営を尊重しつつも、本事業において期待される効果を適切に発揮することができるように、<u>訪日客のニーズに応える取組を優先順位を付けて行っている先進的な DMO のみが補助を受けられるような基準を策定すべきである。</u></li> <li>・ 「訪日プロモーション事業」について、支援先の個別事業の実施に当たっては、<u>JNTO が有している海外ネットワーク等を活用して、JNTO と DMO が密接に連携し海外訪日客のニーズを把握し分析する。</u>また、<u>日本に関心を持たない外国人旅行者について、その原因を分析する等、戦略的に取り組んでいくべきである。</u>JNTO や観光庁が把握したニーズは新事業を含め関係者に共有する必要があり、<u>プロモーションにいかす仕組みを作るべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 30 年 11 月 7 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>訪日観光振興事業の推進に当たっては、訪日外国人のニーズに基づいて事業を見直す必要がある。</u></li> <li>・ 「観光地域ブランド確立支援事業」、「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」は本年度で終了し、3事業は「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」へ統合されることから、<u>3事業については事業開始から現在までの事業効果を分析・評価して、統合の効果・改善の効果が最大限得られるように新事業に反映させる必要がある。</u>こ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪日外国人のニーズに基づく取組に対して支援する「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」においては、平成 30 年 3 月開催予定の各地方ブロック単位における関係者等をメンバーとした「連絡調整会議」を通じて、<u>海外に事務所を有し、市場毎のニーズに精通した JNTO との連携を図る。</u></li> <li>○ <u>3事業については、個別事業毎に事業効果を分析・評価し、観光庁よりこれまでの優良事例等を他の地域へ展開する。</u>平成 30 年度の個別事業の実施に当たっては、「<u>連絡調整会議</u>」を通じて、<u>広域単位から地域単位の取組までの連携・調整を図る等により、地方部における広域周遊観光をより効果的に促進することとする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 30 年 3 月に各地方ブロック単位における「連絡調整会議」を開催し、これを通じて、海外に事務所を有し、市場毎のニーズに精通した JNTO と訪日外国人のニーズに基づく取組について連携を図った。</li> <li>○ 3事業については、観光庁においてこれまでの個別事業毎に事業効果を分析・評価し、平成 30 年 3 月に観光庁よりこれまでの優良事例 7 件、見直しのポイントを指摘した事例 7 件を全ての地域へ展開した。また、平成 30 年度の個別事業の実施に当たっては、「連絡調整会議」を通じて、<u>広域単位から地域単位の取組までの連携・調整を図る等により、地方部における広域周遊観光のより</u></li> </ul>	

<p>した評価を行うことにより、当該事業がないときに比べ事業を行うことでどれくらいの効果があったか、成功例と失敗例にはどこに違いがあったのか把握し、また、成功した支援事業の手法を他に広めるべきである。</p>		<p>効果的な促進を図った。</p>	
<p>・「<u>広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業</u>」については、<u>従来のルート設定型の周遊コースを支援するのではなく、地域の観光資源を磨き上げ、魅力ある観光資源を中心として、旅行者の目的に応じた誘客戦略に移行していくべきである。</u></p> <p>・その際、多言語に対応した観光案内サイトや、観光資源の外国人観光客向けの説明が整備されていないなどの諸問題について来訪する外国人観光客の立場に立って分析し、それを解決するような制度設計とすべきである。</p> <p>・また事業実施に当たっては、政策全体及び個々の支援事業の効果を適切に評価するため、<u>目標設定時、中間評価時、結果評価時における KPI などの具体的な基準を設定し、当該基準に満たない場合には事業の見直しなども検討する必要がある。</u>現行の評価指標は事業を評価するものとはいえないことから、<u>評価指標をどのように設定すべきか検討し、また指標の取得方法も用意しておく必要がある。</u></p>	<p>○「<u>広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業</u>」については、観光庁が示す実施方針において、<u>主要なターゲット層の設定等を行うこととし、これを踏まえ、外国人旅行者のニーズに沿った観光コンテンツの充実にかかる取組を促進し、その上で、地域におけるプロモーション等を実施することにより、旅行者の目的に応じた事業を平成 30 年 4 月より展開する。</u></p> <p>○事業実施前においては、<u>観光庁で示す指針に基づき各事業の KPI が適切に設定されているか確認する。事業実施中においては、中間報告を義務付け、事業の進捗状況に応じて、助言等を行う。事業実施後においては、KPI の達成状況を踏まえて評価を実施し、事業の見直し等を含め、翌年度の事業計画に反映する。</u></p> <p>○事業実施前に、<u>①地方ブロック単位、②DMO 単位、③個別事業単位の 3 段階で KPI を設定することで、より精緻な効果測定・原因分析を行う。また、より適切な評価を行うため、具体的な指標（取得方法含む）の設定に関して、観光庁から指針を示すこととする。</u></p>	<p>○観光庁が平成 30 年 1 月に示した実施方針において、<u>主要なターゲット層の設定等を行った。これを踏まえ、外国人旅行者のニーズに沿った観光コンテンツの充実や地域におけるプロモーション等を総合的に行うことにより、旅行者の目的に応じた事業を平成 30 年 6 月より展開している。</u></p> <p>○事業実施前においては、平成 30 年 1 月～2 月にかけて行った事業説明会等において観光庁が示した指針「<u>広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業のための効果測定の考え方について</u>」に基づき各事業の KPI が適切に設定されているか確認した上で、<u>指針を満たさないものについては、必要に応じて修正指示を行った。また、事業実施中においては、中間報告を義務付け、事業の進捗状況に応じて、助言等を行うこととし、事業実施後においては、KPI の達成状況を踏まえて評価を実施し、事業の見直し等を含め、翌年度の事業計画に反映することとした。</u></p> <p>○より適切な評価を行うため、<u>具体的な指標（取得方法含む）の設定に関する指針である「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業のための効果測定の考え方について」を観光庁より示した。また、全ての事業の実施前に、①地方ブロック単位、②DMO 単位、③個別事業単位の 3 段階で KPI の設定を行った。これにより、より精緻な効果測定・原因分析を行うこととする。</u></p>	
<p>・観光庁は、実施主体である DMO 等の自主的な運営を尊重しつつも、本事業において期待される効果を適切に発揮することができるように、<u>訪日客のニーズに応える取組を優先順位を付けて行っている先進的な DMO のみが補助を受けられるような基準を策定すべきである。</u></p>	<p>○本事業において期待される効果を適切に発揮できるよう、<u>訪日客のニーズに応える取組を行う DMO が補助を受けることとなる基準を、外部有識者に対して意見を徴取した上、平成 30 年 2 月中に定めることとする。</u></p>	<p>○外部有識者に対して意見を徴取した上で、「<u>補助対象となる DMO の要件</u>」を平成 30 年 5 月に定めた。</p>	

<p>・「訪日プロモーション事業」について、支援先の個別事業の実施に当たっては、JNTO が有している海外ネットワーク等を活用して、JNTO と DMO が密接に連携し海外訪日客のニーズを把握し分析する。また、日本に関心を持たない外国人旅行者について、その原因を分析する等、戦略的に取り組んでいくべきである。JNTO や観光庁が把握したニーズは新事業を含め関係者に共有する必要がある、プロモーションにいかす仕組みを作るべきである。</p>	<p>○平成 30 年 3 月開催予定の「連絡調整会議」においては、DMO の他、JNTO の参加を想定していることから、同会議を通じて、JNTO と DMO の連携を図ることとする。また、日本に関心を持たない原因等について、同会議を通じて、JNTO が持つ情報や観光庁及び地方運輸局の各種調査を関係者に共有することにより、戦略的に取り組んでいく上での基礎データとして活用してもらうこととする。</p>	<p>○平成 30 年 3 月に開催された「連絡調整会議」に JNTO が参加し、同会議において、訪日客のニーズを取り込むための方法等について情報共有を図る等、JNTO と DMO の連携を図った。また、日本に関心を持たない原因等については、平成 31 年 3 月に開催予定の同会議を通じて、JNTO が持つ情報や観光庁及び地方運輸局の各種調査を関係者に共有することにより、戦略的に取り組んでいく上での基礎データとしての活用を図ることとする。</p>
---	---	---

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	外務省		
テーマ等	ODA（ボランティアの在り方）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府開発援助の一環であるボランティア事業として、異文化社会における相互理解と帰国後の社会還元を図るという観点のみならず、<u>開発途上国の経済・社会の発展への寄与の観点から、その必要性及び期待できる効果を精査の上で、効果的・効率的に実施すべきである。</u></li> <li>・本事業開始から50年余りが経過し、我が国を取り巻く国際環境の変化に合わせて、<u>本制度の枠組みの抜本的な再検討を行うべきである。</u>その際、青年、シニアの年齢別区分ではなく、<u>専門的技能の有無等の特性に応じた制度設計を検討すべきである。</u></li> <li>・ボランティア事業の評価については、各案件において、<u>開発途上国の経済・社会の発展への寄与度に関する定量的な指標を事前に設定し測定するなどして、評価の精度を高め、評価結果をその後の援助にいかすためのPDCAサイクルを構築すべきである。</u></li> <li>・青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの待遇については、ボランティアとして真に必要で適正な水準の手当となるよう、<u>①人件費補てんの抜本的見直しや民間連携ボランティア制度のうち人件費補てんのない派遣の更なる活用、②現地生活費・住居費・家族手当について各制度のこれまでの経緯にとらわれずに支給要件や水準の見直し等を行うべきである。</u></li> <li>・ボランティア事業より、NGO等の活動への支援の方が効果的・効率的な場合もあることから、<u>NGO等との更なる連携を図るべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議 (平成30年11月7日) 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府開発援助の一環であるボランティア事業として、異文化社会における相互理解と帰国後の社会還元を図るという観点のみならず、<u>開発途上国の経済・社会の発展への寄与の観点から、その必要性及び期待できる効果を精査の上で、効果的・効率的に実施すべきである。</u></li> </ul>	<p>「開発途上国の経済・社会の発展への寄与」を含む3つの目的を有するボランティア事業の評価体系を整理し、評価手法を含めた評価ガイドラインを策定する。また、各々の目的における評価結果を、事業計画（必要性及び期待できる効果を含む）の策定等事業実施にフィードバックする仕組みを構築する。なお、相手国からの要請に対して適切な経験等を持つ者を募集し選考・訓練・派遣するために、全ての案件について、応募要件となる資格・能力又は経験等を明記し、対象者が極めて広範に捉えられる大卒程度といった資格等がいまいな案件募集は行わないようにする。以上に取り組むことを通じ、より効果的・効率的に事業を推進する。</p> <p>(スケジュール) 2017年度は有識者から意見を聴取し、その結果を踏まえ、2018年度中に評価ガイドラインを策定するとともに、評価結果を事業実施にフィードバックするための仕組みを構築する。 2018年度春募集から、全ての案件について、応募に必要な資格・能力又は経験等を明記して募集を行う。</p>	<p>2017年度中に有識者ヒアリングを実施し、2018年度から評価ガイドラインの策定作業を開始。並行して、評価結果の事業へのフィードバックの仕組み構築を試行（国別ボランティア派遣計画の前年度レビューに個々のボランティアの活動成果を反映し、翌年度以降の計画策定に活用）。これらを踏まえた評価ガイドライン策定を2018年度末までに行う予定。 2018年度春募集以降、応募に必要な資格・能力または経験等を明記した内容での募集・選考を実施済。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業開始から50年余りが経過し、我が国を取り巻く国際環境の変化に合わせて、<u>本制度の枠組みの抜本的な再検討を行うべきである。</u>その際、青年、シニアの年齢別区分ではなく、<u>専門的技能の有無等の特性に応</u></li> </ul>	<p>現行の年齢による区分の見直しを含む、青年海外協力隊を軸とする制度再編に取り組む。その一環として青年とシニアの現地生活費等に係る海外調査を実施し、具体的な制度構築に取り組む。</p> <p>(スケジュール)</p>	<p>年齢別区分ではなく、求められる技能・経験に応じた区分による派遣制度への見直しを行い、2018年度秋募集から導入済。 2018年6月から海外一斉調査を</p>	



<p><u>じた制度設計を検討すべきである。</u></p>	<p>2018 年上半期にボランティアの手当に係る海外一斉調査を開始する。 2018 年度秋募集までに、青年とシニアの制度を見直し、可能なものから導入する。</p>	<p>実施（現地生活費調査は完了。住居費調査は実施中。11 月までに完了予定）。</p>	
<p>・ボランティア事業の評価については、<u>各案件において、開発途上国の経済・社会の発展への寄与度に関する定量的な指標を事前に設定し測定するなどして、評価の精度を高め、評価結果をその後の援助にいかすための PDCA サイクルを構築すべきである。</u></p>	<p>2017 年度から新たに導入した、三者（ボランティア本人、配属先、JICA 海外拠点）が面談・協議したうえで行う活動モニタリング・評価の実施状況を踏まえつつ、活動計画表・結果表の改善に取り組む。なお、指標設定において定量的な指標設定が可能な案件は順次導入する。また、ボランティアが PDCA サイクルを実行するために必要な知識を習得するよう、派遣前訓練の見直し等に取り組む。事業全体の PDCA サイクルについては、個別ボランティアの活動レビューを活かしつつ、国別開発協力方針に沿った国別ボランティア派遣計画となるような仕組みを構築する。その際、UNV や Peace Corps 等他国における評価の仕組み等も参照しつつ検討する。</p> <p>（スケジュール） 2017 年度：活動計画表・結果表の活用状況をモニタリングし、改善に取り組む。 2018 年度 1 次隊（6 月下旬頃派遣）：活動モニタリング・評価の手法をボランティア自身が海外の現場で適切に使用できるように、派遣前訓練の「目標管理」単元を強化する。 2018 年度：改善された評価手法に基づく個別ボランティアの活動レビューを踏まえ、国別ボランティア派遣計画の年次レビューの精度向上を図る。</p>	<p>導入した活動計画表・状況表・結果表の活用状況のモニタリングを通じ、改善と定着を推進。 2018 年度 1 次隊から、派遣前訓練の「目標管理」単元を強化済。具体的には、定量的な指標設定を含む活動計画表・結果表の作成、活用方法についての講義を派遣前訓練に追加。 PDCA サイクル強化の取組みとして、2017 年度末より個別ボランティアの活動レビューを国別ボランティア派遣計画の年次レビューに取り込み、それを踏まえた同計画の見直しを行う仕組みを試行。</p>	
<p>・青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの待遇については、ボランティアとして真に必要で適正な水準の手当となるよう、<u>①人件費補てんの抜本的見直しや民間連携ボランティア制度のうち人件費補てんのない派遣の更なる活用、②現地生活費・住居費・家族手当について各制度のこれまでの経緯にとらわれずに支給要件や水準の見直し等を行うべきである。</u></p>	<p>①有給現職参加者に対する人件費補てんの在り方を大幅に見直し、補てん対象者の責務および同人の本邦所属団体等の監督責任等の明確化を図る。②現地生活費等の手当については海外一斉調査を実施し、一体的見直しに取り組む。</p> <p>（スケジュール） 2018 年春募集以降： （1）民間企業は人件費補てんの対象外 （2）民間企業以外の有給現職参加者（派遣条例による派遣者等）は、地方自治体等現職派遣特別参加の制度として、所属先との間で当該人の評価の実施と監督責任を明確にした上で、所属先が活動の成果をより厳密に確認する方向とする。 （3）家族手当の割合を現地生活費の 2/3 から 1/5（JICA 職員の随伴家族と同率）に減額。現地生活費・住居費について海外一斉調査を実施。シニア海外ボランティアは途上国からの優先度の高い要請に絞り込み派遣数を縮減。 2018 年秋募集以降：海外一斉調査の結果を基に、青年とシニアの現地生活費・住居費制度等の見直しを図る。 2019 年春募集以降：現職教員特別参加制度へも同見直しの内容を適用する方針。</p>	<p>下記のとおり改善済み。 （1）民間企業人件費補てんについては、2018 年 2 月に、2018 年度春募集以降の民間企業への人件費補てん廃止を HP で周知し、右補てんを廃止済。なお、参加者の雇用を維持するための必要経費（労災や社会保険料など）として算出した額を、所属先に対し支出することとする。 （2）民間企業以外の有給現職参加者への人件費補てんも、2018 年度春募集から見直し。現職参加者に対する所属先の責任明確化と雇用維持のための経費支出についても、上記（1）と同じ。外務省から関係地方自治体宛にその旨を伝達する事務連絡を发出。 なお、現職教員特別参加制度については、2018 年 1 月以降、外務省が</p>	

		<p>ら文部科学省に対し制度見直しに関する状況説明、JICA から各教育委員会へのヒアリングを実施し、外務省から関係地方自治体宛に見直し結果を上記事務連絡で伝達済（2019 年度春募集から現職教員特別参加制度にも同見直しが適用される旨を記載。）。同伝達を踏まえ文科省からも各地方自治体教育委員会宛てに見直し結果を通知済。</p> <p>（3）家族手当については、2018 年度春募集から手当の割合を 1/5 に減額済。2018 年度秋募集から家族手当の廃止を予定。</p> <p>2018 年 6 月から海外一斉調査を実施（現地生活費調査は完了。住居費調査は実施中。11 月までに完了予定）。</p> <p>2018 年春募集ではシニア海外ボランティアの要請を優先度の高い案件に絞り込み（前年比 1/4 程度）、派遣数を縮減。</p> <p>（平成 31 年度概算要求での改善状況）</p> <p>30 年度当初予算において既に指摘事項を反映済み。31 年度概算要求においてもこれを継続。</p>	
<p>・ボランティア事業より、NGO等の活動への支援の方が効果的・効率的な場合もあることから、<u>NGO等との更なる連携を図るべきである。</u></p>	<p>NGOとの海外連携事例（教訓事例）を蓄積し、NGO等への情報の発信を進めつつ、双方の強みを活かした効果的な連携を図っていく。なお、NGOに優位性がある等、NGOが実施することにより効果的・効率的に実施できるものについては、現地ODAタスクフォース等において、NGOによる実施の可能性、JICAとの連携による実施、NGOとの役割分担を検討する。</p> <p>（スケジュール） 今後開催される現地ODAタスクフォース、NGO-JICA協議会等において上記の対応強化を実施していく。</p>	<p>2017 年度のNGO-JICA協議会において、カンボジア等における過去の連携事例を共有済。</p> <p>2018 年度第 1 回NGO-JICA協議会において、連携の在り方などについて意見交換を実施済。引き続き、2018 年度下期のNGO-JICA協議会に向け、双方の優位点を生かした連携事例の情報収集及び連携策の情報交換を行う。</p>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	石油・天然ガス事業への出資		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が当年度に出資を行うために必要な額を予算計上しているが、交渉の遅れなどから、結果として、JOGMEC 内に多額の資金が滞留している年度も見受けられる。交渉の進捗に左右される面はあるものの、財政資金の効率的な執行の観点及び石油石炭税を財源として実施していることも踏まえ、<u>当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべきである。</u></li> <li>・政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件については JOGMEC の内部規定で定めているが、その内容は抽象的であり、また、借入金と出資金の割合に係る基本的な考え方も規定されていないことから、<u>政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件の明確化など、内部規定の整備・見直しを含めた検討を早急を実施すべきである。</u></li> <li>・JOGMEC には「出資割合は原則 5 割以下」との「民間主導の原則」が適用されているが、<u>昨年法律改正において、JOGMEC 単独で株式を取得することが可能となったところであり、本業務に係る内部規定の整備を含め、JOGMEC におけるリスクの管理態勢・審査態勢の拡充・強化を図るとともに、引き続き、ガバナンス面での強化にも取り組むことが必要である。</u></li> <li>・将来的な国民負担を回避する観点からも、<u>投資・出資に関する計画を適切に立案し、その内容をしっかりと精査することが必要である。</u>さらに、<u>その計画については、不断に見直しを行っていくことも必要である。</u>また、<u>立案した投資・出資に関する計画については、HP 等において公表することも検討すべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 30 年 11 月 7 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が当年度に出資を行うために必要な額を予算計上しているが、交渉の遅れなどから、結果として、JOGMEC 内に多額の資金が滞留している年度も見受けられる。交渉の進捗に左右される面はあるものの、財政資金の効率的な執行の観点及び石油石炭税を財源として実施していることも踏まえ、<u>当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべきである。</u></li> </ul>	<p>従前より確度の高い案件についての要求を行ってきたところではあるが、指摘を踏まえ、改めて企業や産油国政府等から情報収集を行い、更に案件の精査を行った。これを踏まえ、平成 30 年度に出資する確度が高い案件について、必要額の見直しを行い、平成 30 年度政府予算案に反映させた。</p>	<p>引き続き、企業や産油国政府等から情報収集に努め、平成 31 年度に出資する確度が高い案件及び所要額を精査した上で、平成 31 年度概算要求を行っており、今後とも指摘事項を踏まえて、予算編成過程の中で所要額を厳しく精査したうえで予算計上していくこととしている。</p> <p>【平成 30 年度予算額 414 億円⇒平成 31 年度概算要求額 370 億円】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件については JOGMEC の内部規定で定めているが、その内容は抽象的であり、また、借入金と出資金の割合に係る基本的な考え方も規定されていないことから、<u>政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件の明確化など、内部規定の整備・見直しを含めた検討を早急を実施すべきである。</u></li> </ul>	<p>指摘を踏まえ、政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件明確化等について検討を行い、内部規定の整備・見直しを平成 29 年度末までに行う。</p>	<p>指摘を踏まえ、平成 30 年 7 月に、内部規定を定め、政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件の明確化等を行った。</p>	

<p>・JOGMECには「出資割合は原則5割以下」との「民間主導の原則」が適用されているが、昨年の法律改正において、JOGMEC 単独で株式を取得することが可能となったところであり、<u>本業務に係る内部規定の整備を含め、JOGMEC におけるリスクの管理態勢・審査態勢の拡充・強化を図るとともに、引き続き、ガバナンス面での強化にも取り組むことが必要</u>である。</p>	<p>指摘に関して、先ず、平成 28 年度の法改正に伴い、外部専門家や、第三者委員会による評価プロセスを追加し、関係規定を整備するとともに、金融業務経験者採用等により評価・審査体制を整備済み。</p> <p>加えて、保有資産全体のリスク管理を強化するため、経済性や投資エリア等の観点で資産ポートフォリオ等を評価するプロセスを検討し、平成 29 年度末までに結論を得る。</p>	<p>平成 28 年度の法改正に伴い、外部専門家や、第三者委員会による評価プロセスを追加し、関係規定を整備するとともに、金融業務経験者採用等によりリスクの評価・審査体制を整備済み。</p> <p>また、JOGMEC の第 4 期中期目標・計画において、「資産ポートフォリオの不断の見直し」として、外部有識者の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、資産ポートフォリオ全体で収益性や石油・天然ガスの安定供給確保を実現する観点から、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく旨を明記した。これを受け、平成 30 年 3 月及び 6 月に、専門部会を開催し、外部有識者から意見を聴取し、保有資産ポートフォリオ等の評価をするなど、ガバナンス面での強化にも取り組んでいる。</p>	
<p>・将来的な国民負担を回避する観点からも、<u>投資・出資に関する計画を適切に立案し、その内容をしっかりと精査することが必要</u>である。さらに、<u>その計画については、不断に見直しを行っていくことも必要</u>である。また、<u>立案した投資・出資に関する計画については、HP 等において公表することも検討すべき</u>である。</p>	<p>指摘を踏まえ、平成 29 年度末までに、資産価値や将来の油価見通しなど一定の前提を置いた上での JOGMEC の投資・出資に関する計画の策定、公表・更新のあり方について検討し、結論を得る。</p>	<p>第 4 期中期目標では、当該期間末（2022 年度末）に、JOGMEC の支援を通じて獲得する自主開発権益量を 100 万バレル／日規模に引き上げることを指標に定め、第 4 期中期目標・計画において、「支援案件の優先順位付け」として、油ガス田規模、地域バランス、経済性（コスト・収益性）、低油価耐性、企業経営戦略との整合性などを勘案し、権益獲得等に向けた取組に優先順位を付け、支援対象を重点化させる旨を明記した。</p> <p>また、「リスクマネー事業の財務評価のあり方」として、将来見込まれる利益が繰越欠損金を上回るように努め、また、繰越欠損金や将来見込まれる利益が増減した要因等を分析し、適切に説明を行う旨を明記した。これを受け、平成 29 年度事業報告書にて、一定の前提条件に基づき試算した将来の自己収入の見通しを公表した。</p>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	基金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両基金は、燃油価格の高騰や入漁料の支払に対してセーフティネットとして補填金の交付や貸付が行われているが、本来、農業・林業・漁業についても他の産業と同様、価格転嫁等による経営努力が求められることから、<u>真に必要な基金事業かどうか厳格に検討するとともに、過剰な資金を保有しなくても済む方策がないか金融的な観点を含め幅広く検討すべきである。</u></li> <li>・施設園芸等燃油価格高騰対策基金については、<u>施設園芸農業者の燃油量削減へのインセンティブとなっているか、燃油量削減実績や今後の燃油価格の上昇率と必要な発動額の見通しなど事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</u></li> <li>・貸付事業資金については、政策効果が必ずしも明確ではなく、<u>海外漁場を確保する政策の中で国が実施する意義・位置づけを再整理するとともに、特定の企業や国際機関に対する過度な支援となっていないか、事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</u></li> <li>・両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているため、<u>事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。</u></li> <li>・両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、<u>事業見込みが適切に精査されているか、資金が安全かつなるべく高い運用益が得られる方法で運用されるよう適切な保有方法となっているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納すべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議 (平成 30 年 11 月 7 日) 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・両基金は、燃油価格の高騰や入漁料の支払に対してセーフティネットとして補填金の交付や貸付が行われているが、本来、農業・林業・漁業についても他の産業と同様、価格転嫁等による経営努力が求められることから、<u>真に必要な基金事業かどうか厳格に検討するとともに、過剰な資金を保有しなくても済む方策がないか金融的な観点を含め幅広く検討すべきである。</u></li> </ul>	<p><b>【施設園芸等燃油価格高騰対策基金】</b> 本対策は、我が国の野菜の安定供給という役割を果たす上で、必要なものであるが、基金規模や資金の保有方法については、関係団体や金融機関等から情報収集を行い、精度の高い事業執行計画を策定することで、適正な規模を保つ。</p> <p>(スケジュール) 今後の事業執行計画について、本年度内に見直しを行い、来年度から適用する。</p>	<p>適正な基金規模となるよう、事業執行計画について、これまで本対策で達成した省エネルギー化の進捗状況やこれまでの発動実績を踏まえた今後の見通し等から執行計画を再精査し、余剰資金 15 億円を国庫に返納したうえで、平成 30 年度から適用している。</p>	
	<p><b>【貸付事業資金】</b> 本貸付資金事業は、その貸付対象者が我が国への水産物の安定供給という役割を果たす上で、必要なものであるが、基金規模や資金の保有方法については、漁協や日本政策金融公庫などの関連組織から情報収集を行い、精度の高い事業執行計画を策定することで、適正な規模を保つ。</p> <p>(スケジュール) 今後の事業執行計画について、本年度内に見直しを行い、来年度から適用する。</p>	<p>適正な基金規模となるよう、事業執行計画について、漁業関係系統団体や日本政策金融公庫などからの情報を基に、貸付要望のあった法人等に対するヒアリングを行い、融資の審査を厳格に実施し、今後の所要額の精査を行い、平成 30 年度 3 月に余剰資金 57 億円を国庫に返納した。</p> <p>平成 30 年度の事業執行計画についても、同様の検討を実施し、</p>	

<p>・施設園芸等燃油価格高騰対策基金については、<u>施設園芸農業者の燃油量削減へのインセンティブとなっているか、燃油量削減実績や今後の燃油価格の上昇率と必要な発動額の見通しなど事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</u></p>	<p>本対策の加入者の燃油量削減実績をみると、対策加入前と比較し 40%程度削減されていることから、施設園芸農業者の燃油使用量削減への一定のインセンティブになっている。このため、引き続き、燃油使用量の削減等に取り組むことを加入要件として対策を行う。</p> <p>また、これまで本対策で達成した省エネルギー化の進捗状況やこれまでの発動実績を踏まえた今後の見通し等から執行計画を再精査し、対策終了までに必要となる基金額の検討を行う。</p> <p>(スケジュール) 必要な基金残高の水準を本年度内に決定する。</p>	<p>よりの確な貸付額の把握を行い、精度の高いものとした。</p> <p>引き続き、燃油使用量の 15%削減等に取り組むことを加入要件として対策を行った。</p> <p>これまで本対策で達成した省エネルギー化の進捗状況やこれまでの発動実績を踏まえた今後の見通し等から執行計画を再精査し、対策終了までに必要となる基金残高の水準を平成 29 年度内に 120 億円と決定した。</p>	
<p>・貸付事業資金については、政策効果が必ずしも明確ではなく、<u>海外漁場を確保する政策の中で国が実施する意義・位置づけを再整理するとともに、特定の企業や国際機関に対する過度な支援となっていないか、事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</u></p>	<p>大手水産会社に係る貸付けについて、水産物の安定供給の役割を果たしている案件に限って行われていることが明確となるよう、貸付案件ごとに、毎年、日本への輸出量の目標・実績を報告させる。また、民間金融機関では対応していない案件のみに限るため、長期的な貸付けのみ実施するとの条件を付す。</p> <p>国際機関に係る貸付けについて、我が国漁船が入漁している沿岸国が設立し共通の入漁条件等を決定する国際機関に限るとともに、民間金融機関による対応が困難である案件に限るため、引き続き、事業計画・実績により確認をする。</p> <p>今後の基金規模については、漁協や日本政策金融公庫などの関連組織から情報収集を行い、精度の高い事業執行計画を策定することで、適正な規模を保つ。</p> <p>(スケジュール) 必要な基金残高の水準を本年度内に決定する。</p>	<p>大手水産会社に係る貸付けについて、水産物の安定供給の役割を果たし、かつ民間金融機関で対応していない案件に限るため、(公財)海外漁業協力財団貸付規程の中に「我が国への水産物の安定供給との関連において行われるものであること」を盛り込むとともに、「大手水産会社に対する貸付けは5年以上」と限定する改正を実施(平成30年6月)した。</p> <p>国際機関に係る貸付けについては、我が国漁船が入漁している沿岸国が設立した国際機関に限り、また、過度な支援となっていないかを、事業計画、実績報告により確認した。</p> <p>必要な基金残高の水準については、平成30年度の事業執行計画について漁業関係系統団体や日本政策金融公庫などからの情報を基に、貸付要望のあった法人等に対するヒアリングを行い、融資の審査を厳格に実施し、精度の高い見直しを行うとともに、貸付けの未実行について確認した結</p>	

		果、貸付の償還金を加味して28億円を平成30年度の基金残高として決定した。	
<p>・両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているため、<u>事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。</u></p>	<p><b>【施設園芸等燃油価格高騰対策基金】</b>          本年度における期首の基金残高135億円に対し、31年度までの執行見込額との差額の不用額15億円の国庫返納を行う。</p> <p>(スケジュール)          必要な基金残高の水準が確定次第、速やかに国庫返納を行う。</p>	<p>必要な基金残高の水準に照らし生じた、不用額15億円を平成30年3月に国庫に返納した。          引き続き、精度の高い事業執行計画に基づく適切な基金運営に努めることとする。</p>	
	<p><b>【貸付事業資金】</b>          本年度における貸付原資243億円に対し、本年度の貸付見込額は193億円であることから、差額の不用額50億円の国庫返納を行う。また、貸付計画の未実行等により、今後、さらに余剰が出るようであれば、追加で国庫返納を行う。</p> <p>(スケジュール)          必要な基金残高の水準が確定次第、速やかに国庫返納を行う。</p>	<p>必要な基金残高の水準に照らし生じた不用額57億円を平成30年3月に国庫に返納した。          引き続き、精度の高い事業執行計画に基づく適切な基金運営に努めることとする。</p>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省、農林水産省、経済産業省		
テーマ等	EBPMの試行的検証 モデル事業（ICTの活用）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EBPMの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、事業が目的達成のための手段として有効か、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。</li> <li>・モデル事業では、課題を明らかにした上で、解決策としての仮説を設定し、事業を実施する中で得られた情報・データをもとに仮説が正しかったかを検証することが必要である。その際、仮説や変数を操作するための選択肢がどのような根拠に基づき選ばれたのか確認できるよう、情報を記録・保存するとともに、その情報を公開することも重要である。また、モデル事業にはモデル実施後の政策の決定と本格展開のために何らかの情報・データを収集するという側面があるので、どのようなものの収集を目指すかをまずは整理したうえで、十分に収集可能な事業設計とすることが必要である。</li> <li>・事業の成果を社会に普及していくためには、まずは、モデル事業の成果を十分に検証することが必要である。また、どのような指標によって評価を行うかについては、指標に関するデータの収集方法を含め、事前に決定しておくことが必要である。なお、モデル事業の成果検証の結果として「有効ではない政策」が判明することもあるが、それは、モデル事業の成果としてプラスと捉えるべきであり、その場合、当該モデル事業の問題点をしっかりと分析し、その結果を当初想定された課題の解決や他のモデル事業の設計の際に活用していくことが重要である。さらに、検証された成果をもとに実施する普及段階については、モデル事業実施後のPDCAサイクルに属するものとして、モデル事業とは区別して考えることが必要である。</li> <li>・ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要である。また、収集した情報・データの有意義な分析を行うためには、例えば、モデル事業の対象先と対象先以外の比較による事業効果の識別、モデル事業の対象先において一部の条件を固定化した上で他の条件のみ変更することによる対象先間での差異の把握といった取組を行うことも必要である。</li> <li>・客観的データの取得が難しい分野もあるが、そのような分野においても、まずは、客観的データが本当に取得できないかを検証することが必要である。その上で、客観的データの取得が困難な部分があれば、客観的データに代わる検証方法をしっかりと検討することが重要である。また、客観的データの取得が困難な場合は、モデル事業実施の必要性自体も含めて十分に検討することが必要である。</li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・EBPMの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。</li> </ul>	<p>【内閣官房行政改革推進本部事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、各府省におけるEBPMに関する取組の一助となるよう、上記の指摘事項等を踏まえ、「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」等を改訂するなどし、各府省に共有・周知する（本年3月末目途）。</li> <li>・その上で、来年度の各府省の「公開プロセス」においてEBPMの視点での検証の導入を検討する。</li> </ul>	<p>【内閣官房行政改革推進本部事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月5日付で「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」を一部改正し、各府省に共有・周知をした。</li> <li>・平成30年の各府省の「公開プロセス」では、一部の事業（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の5省庁において計14事業）において、「EBPMレビュー」の試行的な実践を実施した。</li> </ul>	<p>「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」  <a href="https://www.gyokaku.go.jp/revision/img/H30minao-shi.pdf">https://www.gyokaku.go.jp/revision/img/H30minao-shi.pdf</a></p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業では、課題を明らかにした上で、解決策としての仮説を設定し、事業を実施する中で得られた情報・データをもとに仮説が正しかったかを検証することが必要である。その際、仮説や変数を操作するための選択肢がどのような根拠に基づき選ばれたのか確認できるよう、情報を記録・保存するとともに、その情報を公開することも重要である。また、モデル事業にはモデル実施後の政策の決定と本格展開のために何らかの情報・データを収集するという側面があるので、どのようなものの収集を目指すかをまずは整理したうえで、十分に収集可能な事業設計とすることが必要である。</li> <li>・事業の成果を社会に普及していくためには、まずは、モデル事業の成果を十分に検証することが必要である。また、どのような指標によって評価を行うかについては、指標に関するデータの収集方法を含め、事前に決定しておくことが必要である。なお、モデル事業の成果検証の結果として「有効ではない政策」が判明することもあるが、それは、モデル事業の成果としてプラスと捉えるべきであり、その場合、当該モデル事業の問題点をしっかりと分析し、その結果を当初想定された課題の解決や他のモデル事業の設計の際に活用していくことが重要である。さらに、検証された成果をもとに実施する普及段階については、モデル事業実施後のPDCAサイクルに属するものとして、モデル事業とは区別して考えることが必要である。</li> <li>・ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要である。また、収集した情報・データの有意義な分析を行うためには、例えば、モデル事業の対象先と対象先以外の比較による事業効果の識別、モデル事業の対象先において一部の条件を固定化した上で他の条件のみ変更することによる対象先間での差異の把握といった取組を行うことも必要である。</li> <li>・客観的データの取得が難しい分野もあるが、そのような分野においても、まずは、客観的データが</li> </ul>		<p>(平成 31 年度概算要求での改善状況)</p> <p>—</p>	
---	--	--------------------------------------	--

<p>本当に取得できないかを検証することが必要である。その上で、客観的データの取得が困難な部分があれば、客観的データに代わる検証方法をしっかりと検討することが重要である。また、客観的データの取得が困難な場合は、モデル事業実施の必要性自体も含めて十分に検討することが必要である。</p>			
--	--	--	--

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省、国土交通省		
テーマ等	EBPMの試行的検証 複数省庁関連事業（建設業の人材確保・育成）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EBPMの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、事業が目的達成のための手段として有効か、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。</li> <li>・ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要である。また、収集した統計・データ等の有意義な分析を行うためには、事業対象と対象以外の比較による事業効果の識別などの取組を行うことも重要である。</li> <li>・EBPMに基づく検証によって施策の効果が明確な形で示されるため、異なる対象に同様の手段を適用する場合において各省庁の政策立案や検証の参考にしやすくなるという側面があることを意識し、有効な政策手法の共有や連携を積極的に進める必要がある。</li> <li>・複数省庁が共通又は関連する政策目的に対し関連する事業を実施する場合には、事業の基本設計であるロジックモデルや、統計・データ等が関係省庁間で連携・共有されるよう検討することが必要である。特に、アウトカムをどのようなレベルの指標によって確認するのか、関係省庁間での認識を統一することが重要である。</li> <li>・また、政府全体での政策目的やこれに対して各省庁が貢献すべき範囲や割合について認識を共有したうえで、事業の計画段階における現状把握を十分に実施し共有するのみならず、実施段階における進捗管理や、事後的な効果検証の段階においても、統計・データ等を関係省庁間で適時に共有し、効果的・効率的に事業が実施されるよう連携して取り組むことが必要である。</li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・EBPMの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。</li> <li>・ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要である。また、収集した統計・データ等の有意義な分析を行うためには、事業対象と対象以外の比較による事業効果の識別などの取組を行うことも重要である。</li> </ul>	<p>【内閣官房行政改革推進本部事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、各府省におけるEBPMに関する取組の一助となるよう、上記の指摘事項等を踏まえ、「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」等を改訂するなどし、各府省に共有・周知する（本年3月末目途）。</li> <li>・その上で、来年度の各府省の「公開プロセス」においてEBPMの視点での検証の導入を検討する。</li> </ul>	<p>【内閣官房行政改革推進本部事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月5日付で「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」を一部改正し、各府省に共有・周知をした。</li> <li>・平成30年の各府省の「公開プロセス」では、一部の事業（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の5省庁において計14事業）において、「EBPMレビュー」の試行的な実践を実施した。</li> </ul> <p>（平成31年度概算要求での改善状況）</p> <p>—</p>	<p>「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」</p> <p><a href="https://www.gyokaku.go.jp/review/img/H30minao_shi.pdf">https://www.gyokaku.go.jp/review/img/H30minao_shi.pdf</a></p>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ E B P Mに基づく検証によって施策の効果が明確な形で示されるため、異なる対象に同様の手段を適用する場合において各省庁の政策立案や検証の参考にしやすくなるという側面があることを意識し、有効な政策手法の共有や連携を積極的に進める必要がある。</li><li>・ 複数省庁が共通又は関連する政策目的に対し関連する事業を実施する場合には、事業の基本設計であるロジックモデルや、統計・データ等が関係省庁間で連携・共有されるよう検討することが必要である。特に、アウトカムをどのようなレベルの指標によって確認するのか、関係省庁間での認識を統一することが重要である。</li><li>・ また、政府全体での政策目的やこれに対して各省庁が貢献すべき範囲や割合について認識を共有したうえで、事業の計画段階における現状把握を十分に実施し共有するのみならず、実施段階における進捗管理や、事後的な効果検証の段階においても、統計・データ等を関係省庁間で適時に共有し、効果的・効率的に事業が実施されるよう連携して取り組むことが必要である。</li></ul>			
--	--	--	--

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	農林漁業の人材確保		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業への新規就業者の確保のためには、農林漁業を成長産業化し、就業先として魅力のある産業とすることが何よりも重要である。</li> <li>・就業希望者に対する給付金については、<u>必要性及び効果を検証し、雇用就農も含めて新規就業者の裾野拡大につながるよう、交付対象を効果的・効率的なものに見直すべきである。</u>特に、<u>農家子弟への支援については、見直しを検討すべきである。</u>また、<u>交付単価についても、適正な水準であるか検証すべきである。</u></li> <li>・<u>新規就業者に研修を行う法人・団体等への支援については、研修先にとっても人材確保のメリットがあることから、国の負担は限定的なものとするべきである。</u>特に、<u>研修後も研修先に継続雇用されることを前提とする場合には、国の支援の必要性を見直すべきである。</u>また、<u>研修後の定着率の向上に向けた取組として、研修先に求める定着率に関する要件を厳しくする等、更に支援対象を限定するような見直しを行うべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 30 年 11 月 7 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業への新規就業者の確保のためには、農林漁業を成長産業化し、就業先として魅力のある産業とすることが何よりも重要である。</li> <li>・<u>就業希望者に対する給付金については、必要性及び効果を検証し、雇用就農も含めて新規就業者の裾野拡大につながるよう、交付対象を効果的・効率的なものに見直すべきである。</u>特に、<u>農家子弟への支援については、見直しを検討すべきである。</u>また、<u>交付単価についても、適正な水準であるか検証すべきである。</u></li> </ul>	<p>【農業】 就業希望者に対する交付金（農業次世代人材投資事業）については、農家子弟を含め交付終了者及び交付対象者の経営状況や所得等に関する調査や、事業を実施する自治体からの意見聴取等を行い、事業のより効果的・効率的な実施に向け、交付単価を含め検証を行う（平成 30 年度末までを想定）。 なお、30 年度の新規交付対象者の採択に当たって、優先的に採択する者の考え方を明確化する。</p> <p>【林業】 就業希望者に対する交付金（緑の青年就業準備給付金事業）については、実施府県の協力を得て、交付対象者の所得や研修中の生活費、交付終了者の就業状況等に関する調査を行い、事業のより効果的・効率的な実施に向け、交付単価を含め検証を行う（平成 30 年度末までを想定）。 なお、30 年度の新規交付対象者の採択に当たって、優先的に採択する者の考え方を明確化する。</p>	<p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付終了者及び交付対象者の農業所得等経営状況に関する調査を実施しているところであり、今後、交付単価を含め検証を行う。</li> <li>・新規交付対象者の優先採択の考え方について、「自ら生計を確保する必要があり、生活費確保が必須の者」等を整理し都道府県及び市町村に周知を図るとともに、世帯所得を新規採択時の参考とできるよう申請書に世帯所得の記入欄を設けた。 (平成 31 年度概算要求での改善状況)</li> <li>・引き続き世帯所得を新規採択時の参考とすることにより事業の効率的な運用を図ることとする。</li> </ul> <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の青年就業準備給付金を受給した者に対し所得や研修中の生活費等に関するアンケート調査を、実施府県に対し事業の効果に関するアンケート調査を実施し、交付単価等を含め検証を行っているところ。</li> <li>・平成 30 年度の新規交付対象者の優先採択の考え方について、「自ら生計を確保する必要があり、生活費確保が必須の者」を整理し実施府県に通知した。</li> </ul>	

	<p><b>【漁業】</b>          就業希望者に対する交付金（次世代人材投資（準備型）事業）については、漁業学校等の協力を得て、交付対象者の所得や研修中の生活費、交付終了者の就業状況等に関する調査を行い、事業のより効果的・効率的な実施に向け、交付単価を含め検証を行う（平成30年度末までを想定）。</p> <p>なお、30年度の新規交付対象者の採択に当たって、優先的に採択する者の考え方を明確化する。</p>	<p>（平成31年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、上記優先採択を実施し、事業の効率的な運用を図る。</li> </ul> <p><b>【漁業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年6月に、次世代人材投資を受給した者に対し所得や研修中の生活費等に関するアンケート調査を行うとともに、漁業学校等に対し、事業の効果に関するアンケート調査を実施し、現在、交付単価を含め検証を行っているところ。</li> <li>平成30年度の新規交付対象者の優先採択の考え方について、「自ら生計を確保する必要がある等支援の必要性が高いと認められる者」を整理し各都道府県・漁連等に周知するとともに、漁業学校等が支援の必要性が高いと認める者を優先付け、その理由を付して事業実施主体に申請させることとした。</li> </ul> <p>（平成31年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、上記優先採択を実施し、事業の効率的な運用を図る。</li> </ul>	
<p>・<u>新規就業者に研修を行う法人・団体等への支援については、研修先にとっても人材確保のメリットがあることから、国の負担は限定的なものとするべきである。特に、研修後も研修先に継続雇用されることを前提とする場合には、国の支援の必要性を見直すべきである。また、研修後の定着率の向上に向けた取組として、研修先に求める定着率に関する要件を厳しくする等、更に支援対象を限定するような見直しを行うべきである。</u></p>	<p><b>【農業】</b>          新規就業者に研修を行う法人等への支援（農の雇用事業）については、継続雇用されている研修修了生等に対する調査を行い、支援の必要性等について検証を行う（平成30年度末までを想定）。</p> <p>なお、30年度採択に当たっては、研修後の定着率向上に向けた取組として、過去5年間の研修生の定着率が50%未満の経営体は原則として不採択とし、対象を限定する。</p> <p><b>【林業】</b>          新規就業者に研修を行う法人等への支援（「緑の雇用」事業）については、継続雇用されている研修修了生等に対する調査を行い、支援の必要性等について検証を行う（平成30年度末までを想定）。</p> <p>なお、継続雇用者へのキャリアアップ研修については、他の研修と</p>	<p><b>【農業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用されている研修修了生や経営体に対し、支援の必要性等に関するアンケート調査を行い、検証を行っているところ。</li> <li>平成30年度の採択に当たり、過去5年間の研修生の定着率が50%未満の経営体は原則として不採択とし、対象を限定した。</li> </ul> <p>（平成31年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記検証の結果も踏まえつつ、研修を実施する経営体において、「働き方改革」に取り組むことを要件化する方針としている。</li> </ul> <p><b>【林業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続雇用されている研修修了生、平成30年度に事業を活用している林業事業体、都道府県に対し、支援の必要性等に関するアンケート調査を行い、検証を行っているところ。</li> </ul>	

	<p>切り離した上で研修内容を林業の成長産業化のための林業事業者の育成等に資するものに見直しを行う（平成 30 年度実施）。新規就業者の「緑の雇用」事業の 30 年度採択に当たっては、研修後の定着率向上に向けた取組として、過去 5 年間の研修生の定着率が 50%未満の事業者は原則として不採択とし、対象を限定する。</p> <p><b>【漁業】</b>      新規就業者に研修を行う法人等への支援（新規就業者確保・育成支援事業）については、継続雇用されている研修修了生等に対する調査を行い、支援の必要性等について検証を行う（平成 30 年度末までを想定）。</p> <p>なお、長期研修支援事業のうち、研修後も引き続き研修先に継続雇用されることを前提とした研修（雇用型研修）については、30 年度採択に当たって、過去 5 年間に受け入れた研修生の定着率が 50%未満の経営体は原則として不採択とし、対象を限定する。</p>	<p>ころ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアアップ研修については、平成 30 年度予算として、新規就業者の研修と切り離し、生産性の向上など林業の成長産業化に資するカリキュラムの見直しを図った。</li> <li>・平成 30 年度の採択に当たり、過去 5 年間の研修生の定着率が 50%未満の事業者は原則として不採択とし、対象を限定した。（平成 31 年度概算要求での改善状況）</li> <li>・研修後の定着率の向上に向けた更なる取組として、過去 5 年間の林業作業士（フォレストワーカー）1 年目の研修生の定着率を踏まえ、助成額を増減する。</li> </ul> <p><b>【漁業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続雇用されている研修終了生や都道府県漁連等に対する調査（予算執行調査、平成 30 年 6 月公表）の結果も踏まえ、現在、雇用型研修への支援の必要性等について検証を行っているところ。</li> <li>・平成 30 年度の採択に当たり、雇用型研修については、①過去 5 年間の研修生の定着率が 50%未満の事業者は原則として不採択、②20 人以上を雇用する経営体は 4 ヶ月以上従業員として雇用実績があることとし、対象を限定した。（平成 31 年度概算要求での改善状況）</li> <li>・雇用型研修については、引き続き上記支援対象者の限定を実施し、事業の効率的な運用を図る。</li> </ul>	
--	---	---	--

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	環境省		
テーマ等	物流における省エネルギー対策		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油石炭税等を財源として事業を実施する<u>エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定</u>については、<u>不要不急の事業が予算計上されることのないよう、事業の必要性等を厳しく精査し、真に必要な額を一般会計から同勘定へ繰り入れるべきである。</u></li> <li>・「<u>宅配システムの省CO2化推進事業</u>」及び「<u>郵便物の再配達削減によるCO2削減効果検証事業</u>」については、基本的には、民間事業者にとってもメリットがあるものであり、さらに、フレキシブルな宅配物の配達方法の開発など民間事業者自身の取組も進んでいる状況にある。また、宅配ボックスの統一性や利用の効率性は重要であるが、ガイドラインの作成など民間事業者の連携を促す方法により、国の負担を最小限に抑えながら対応することが可能と考えられることから、<u>両事業については、事業の廃止を含め、事業実施の必要性を抜本的に見直すべきである。</u></li> <li>・「<u>モーダルシフト促進支援事業</u>」及び「<u>自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業</u>」については、<u>CO2の削減効果・削減コストがどの程度か、この事業を実施する前提であるモーダルシフトや自転車利用が進まないボトルネックは何か、この事業を実施することによりモーダルシフトや自転車利用が進むのかなどこの事業の真の効果が明確となっていないため、両事業については、事業の廃止を含め、実施の必要性を抜本的に見直すとともに、費用対効果がより高い施策を検討すべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油石炭税等を財源として事業を実施する<u>エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定</u>については、<u>不要不急の事業が予算計上されることのないよう、事業の必要性等を厳しく精査し、真に必要な額を一般会計から同勘定へ繰り入れるべきである。</u></li> </ul>	<p>物流における省エネルギー対策として、CO2削減の必要性を考慮して、有効な施策について要求したところ。ただし、今回の御指摘を踏まえ、事業の廃止及び事業実施の必要性の抜本的見直しを検討した。</p> <p>（スケジュール） 平成30年度政府予算案に反映。</p>	<p>事業の必要性等を精査し、「物流における省エネルギー対策」に係る事業について、廃止を含め抜本的な見直しを行い、必要な予算に重点化を図った。</p> <p>（平成31年度概算要求での改善状況） 事業実施の必要性等を精査し、必要な予算に重点化を図り概算要求を実施した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>宅配システムの省CO2化推進事業</u>」及び「<u>郵便物の再配達削減によるCO2削減効果検証事業</u>」については、基本的には、民間事業者にとってもメリットがあるものであり、さらに、フレキシブルな宅配物の配達方法の開発など民間事業者自身の取組も進んでいる状況にある。また、宅配ボックスの統一性や利用の効率性は重要であるが、ガイドラインの作成など民間事業者の連携を促す方法により、国の負担を最小限に抑えながら対応することが可能と考えられることから、<u>両事業については、事業の廃止を含め、事業実施の必要性を抜本的に見直すべきである。</u></li> </ul>	<p>物流における省エネルギー対策として、CO2削減の必要性を考慮して、有効な施策について要求したところ。ただし、今回の御指摘を踏まえ、事業の廃止及び事業実施の必要性の抜本的見直しを検討した。</p> <p>（スケジュール） 平成30年度政府予算案に反映。</p>	<p>「郵便物の再配達削減によるCO2削減効果検証事業」については廃止とした。</p> <p>「宅配システムの省CO2化推進事業」については、オープン型宅配ボックス導入費用の補助金を廃止とし、オープン型宅配ボックスを活用し省CO2化を推進するためのガイドライン策定事業や民間事業者間の連携を促すための情報処理システムのネットワーク化を支援する事業に内容を見直して実施している。</p> <p>（平成31年度概算要求での改善状況） オープン型宅配ボックスを活用し省CO2化を推進するためのガイドライン策定事業は平成30年度で終了予定のため、平成31年度概算要求は行わないこととした。</p> <p>民間事業者間の連携を促すための情報処理システムのネット</p>	



		ワーク化を支援する事業は平成 31 年度までの事業期間を予定としており、事業内容及び必要額を精査し概算要求を実施した。	
<p>・「<u>モーダルシフト促進支援事業</u>」及び「<u>自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業</u>」については、CO2 の削減効果・削減コストがどの程度か、この事業を実施する前提であるモーダルシフトや自転車利用が進まないボトルネックは何か、この事業を実施することによりモーダルシフトや自転車利用が進むのかなどこの事業の真の効果が明確となっていないため、両事業については、<u>事業の廃止を含め、実施の必要性を抜本的に見直すとともに、費用対効果がより高い施策を検討すべきである。</u></p>	<p>物流における省エネルギー対策として、CO2 削減の必要性を考えて、有効な施策について要求したところ。ただし、今回の御指摘を踏まえ、事業の廃止を含めた実施必要性の抜本的見直し及び費用対効果のより高い政策を検討した。</p> <p>(スケジュール) 平成 30 年度政府予算案に反映。</p>	<p>「自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業」については廃止とした。</p> <p>「モーダルシフト促進支援事業」については、実施効果が高い施策に重点化を図り事業を実施している。</p> <p>(平成 31 年度概算要求での改善状況) 「モーダルシフト促進支援事業」については平成 33 年度までの事業期間を予定しており、事業内容及び必要額を精査し概算要求を実施した。</p>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府、総務省、厚生労働省		
テーマ等	水道事業の基盤強化と PFI 導入推進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業を取り巻く事情を踏まえ、「経済・財政再生計画」に基づき、自治体の公共施設等総合管理計画の「個別施設計画」（水道分野）や公営企業の「経営戦略」の策定を促進するとともに、歳出削減に資する PFI 活用の検討を強化すべきである。</li> <li>・厚生労働省及び総務省は、自治体・公営企業の「広域連携」をさらに進めるため、地域の実情に応じた広域連携のモデルや方向性を示すなどして、事業体の統合のみならず、多様な形での広域的な連携の取組を促進すべきである。また、IoT を利活用した効率化等の取組の成果を活用するなどして、水道事業全体の効率化に取り組むべきである。</li> <li>・また、水道分野における広域連携を図り、PFI コンセッション事業導入を促進するため、水道法改正はもとより、「未来投資戦略2017」に基づき、運営権対価の資金で地方債を繰上償還する際の補償金を減免する等、コンセッション事業を導入する自治体に対するインセンティブの付与を行うべきである。さらに、関係府省は、自治体等への支援体制の強化を図るとともに、住民に対しても、水道事業の課題や将来への見通しを示すなど、理解促進のための取組を積極的に行っていくべきである。</li> <li>・各府省における官民連携や広域連携の支援事業は、その役割分担を明確化しつつ、連携の強化を図り、効率的に運営していくべきである。とりわけ、厚生労働省及び総務省は、広域連携や PFI コンセッション事業導入の促進について連携を強化し、広域連携を推進するための目標設定を含め、更にもどのような取組ができるのか検討すべきである。</li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 30 年 11 月 7 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業を取り巻く事情を踏まえ、「経済・財政再生計画」に基づき、自治体の公共施設等総合管理計画の「個別施設計画」（水道分野）や公営企業の「経営戦略」の策定を促進するとともに、歳出削減に資する PFI 活用の検討を強化すべきである。</li> </ul>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道分野の個別施設計画としての水道事業ビジョンに関して、「水道事業ビジョン策定の手引き」を発出しているほか、アセットマネジメントの簡易支援ツールの作成・公表や技術的助言等により、策定を促進する。平成 29 年 4 月時点で約 74%の策定率であり、平成 32 年度末までに 100%の策定率を目指す。</li> <li>・PFI 活用の検討については、「水道における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン」の周知等を行う。</li> </ul> <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略の策定について、策定ガイドライン、アドバイザー派遣事業等により地方公共団体を支援し、策定を促進する。</li> <li>・PFI を含む民間の経営手法の導入について、地方公共団体に対して積極的かつ計画的な導入の検討を要請しており、引き続き、その活用の検討</li> </ul>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業者が参加する地域懇談会において、アセットマネジメントの意義や必要性を説明するとともに、技術的助言等を実施しており、こうした取組を引き続き実施。</li> <li>・「水道における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン」については、経済産業省等と共催している官民連携推進協議会（平成 30 年度はこれまでに埼玉県、福島県の 2 箇所を実施）等の場を通じて地方公共団体への周知等を図っており、引き続き取り組む。</li> <li>（平成 31 年度概算要求での改善状況）</li> <li>・水道事業における官民連携の導入に向けた検討を促進するため、官民連携推進協議会の開催に係る経費など、引き続き必要な予算を要求。</li> </ul> <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議等の場において、経営戦略策定ガイドラインを地方公共団体に周知するとともに、要望のあった市町村にアドバイザーを派遣し、経営戦略の策定を促進した。</li> </ul> <p>【平成 32 年度までに策定予定の水道事業の割合（策定済含む）】 87.3%（H28 年度末）→96.8%（H29 年度末）</p>	

	<p>を要請。また、未だ実績のないPFIのうちコンセッション方式の導入促進については、厚生労働省はじめ関係府省と連携しつつ、更にもどのような取組ができるか検討。</p>	<p>・各種会議の場において、PFI（コンセッションを含む）等の民間的経営手法の導入について、積極的かつ計画的な導入の検討を要請した。</p>	
<p>・厚生労働省及び総務省は、自治体・公営企業の「広域連携」をさらに進めるため、地域の実情に応じた広域連携のモデルや方向性を示すなどして、事業体の統合のみならず、多様な形での<u>広域的な連携の取組を促進すべき</u>である。また、IoTを利活用した効率化等の取組の成果を活用するなどして、<u>水道事業全体の効率化に取り組むべき</u>である。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県及び水道事業者等との懇談会（年度内開催予定）や各種説明会等において、多様な連携形態による広域連携の優良事例について、その取組に至ったプロセス等を含めて紹介するなどの横展開を実施し、広域連携の取組を推進。</li> <li>・経済産業省が実施する「IoTを活用した社会インフラ等の高度化推進事業」に協力・連携し、引き続き、水道分野におけるIoTの活用を検討。</li> </ul> <p><b>【総務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」（H29.3 総務省）において、広域化の類型やパターンを示しており、厚生労働省と連携し、地方公共団体の取組を支援。</li> </ul>	<p><b>【厚生労働省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業者が参加する地域懇談会において、優良事例の紹介を行っており、こうした取組を引き続き実施。（平成31年度概算要求での改善状況）</li> <li>・水道事業の広域化を促進するため、広域化に必要な施設整備に係る経費など、引き続き必要な予算を要求。</li> <li>・IoTの活用による水道事業の効率化に資するモデル事業について、引き続き必要な予算を要求。</li> </ul> <p><b>【総務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議等の場において、左記報告書を地方公共団体に周知した。</li> </ul>	<p><b>【総務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000473430.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000473430.pdf</a></li> </ul>
<p>・また、水道分野における広域連携を図り、PFIコンセッション事業導入を促進するため、<u>水道法改正</u>はもとより、「未来投資戦略2017」に基づき、<u>運営権対価の資金で地方債を繰上償還する際の補償金を減免する等、コンセッション事業を導入する自治体に対するインセンティブの付与を行うべき</u>である。さらに、関係府省は、<u>自治体等への支援体制の強化を図るとともに、住民に対しても、水道事業の課題や将来への見通しを示すなど、理解促進のための取組を積極的に</u>行っていくべきである。</p>	<p><b>【内閣府】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するよう必要な措置を盛り込んだPFI法の改正など、必要な法令等の整備を進めていく。</li> <li>・「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、PPP/PFIの活用等による上下水道事業の経営の効率化を促進するため、財務シミュレーション等による経営診断、施設面の効率化に向けた診断及び上下水道事業の一体化の効果も含めた先進的な対策を検討するモデル事業を実施する地方公共団体を支援する。</li> </ul>	<p><b>【内閣府】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年通常国会で、上下水道事業で有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、時限措置として特例的に補償金の免除を行うことや、ワンストップの窓口の創設等による自治体等への支援体制強化等を盛り込んだ法改正を実施。</li> <li>・H29補正予算で地方公共団体を対象に、上下水道一体の事業診断による経営の効率化促進事業を募集し、6件の支援対象を決定し支援を実施するとともに、支援先の地方公共団体等の訪問などを通じて、検討状況などのフォローアップを実施。（6件とも、H30年度に予算を繰越し継続中）</li> <li>（平成31年度概算要求での改善状況）</li> <li>・上下水道含め具体的な案件形成支援のために、民間資金等活用事業調査等に必要な経費として、198,127千円を計上。（H30年度予算額170,655千円）</li> </ul>	

	<p><b>【厚生労働省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県を推進役とする広域連携の推進の仕組みを整備するとともに、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、コンセッション方式を導入する場合の許可制度を創設すること等を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」の国会への再提出に向けて取り組む。</li> <li>・水道分野におけるコンセッション等事業の検討促進や住民不安の解消に向けて、水道分野における官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用して先進的な自治体の取組を横展開するなど啓発活動を実施する。</li> </ul> <p><b>【総務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対して経営戦略の策定・公表を要請し、経営比較分析表の活用も促進しており、引き続き、水道事業に関する住民等への理解促進のための取組を行う。</li> </ul>	<p><b>【厚生労働省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道法の一部を改正する法律案については、平成 30 年 3 月 7 日に国会へ再提出し、7 月 5 日に衆議院で可決、同日参議院へ送付し、現在、継続審査となっている。引き続き、早期成立に向けて取り組んでいく。</li> <li>・平成 30 年度において、官民連携推進協議会については、これまでに埼玉県、福島県の 2 箇所を実施し、官民連携事業について先進的な自治体の取組を紹介する等、情報提供を実施。また、地域懇談会については年度内に開催予定であり、引き続きこうした取組を実施。</li> <li>（平成 31 年度概算要求での改善状況）</li> <li>・コンセッション等事業の検討を促進するため、官民連携推進協議会の開催に係る経費など、引き続き必要な予算を要求。</li> </ul> <p><b>【総務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議等の場において、経営戦略の策定・公表を地方公共団体に要請するとともに、経営比較分析表の活用を促進した。</li> <li>【平成 32 年度までに策定予定の水道事業の割合（策定済含む）】 87.3%（H28 年度末）→96.8%（H29 年度末）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省における官民連携や広域連携の支援事業は、その役割分担を明確化しつつ、連携の強化を図り、効率的に運営していくべきである。とりわけ、厚生労働省及び総務省は、<u>広域連携や PFI コンセッション事業導入の促進について連携を強化し、広域連携を推進するための目標設定を含め、更にどのような取組ができるのか検討すべきである。</u></li> </ul>	<p><b>【内閣府】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府では分野横断的なもの等について支援事業を実施している。支援先における検討状況等の情報を関係省庁と共有し、効率的かつ効果的な支援に取り組む。</li> </ul> <p><b>【厚生労働省・総務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の現行の取組を踏まえながら、内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を両省が連携して支援するとともに、水道事業の経営の持続可能性を確保するため、改正水道法の施行を見据え、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得る。</li> </ul>	<p><b>【内閣府】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援先の地方公共団体等の訪問などを通じて、検討状況などのフォローアップを行いながら、関係省庁と定期的に協議の場を設けて情報共有を図っている。</li> <li>（平成 31 年度概算要求での改善状況）</li> <li>・上下水道含め具体的な案件形成支援のために、民間資金等活用事業調査等に必要な経費として、198,127 千円を計上。（H30 年度予算額 170,655 千円）</li> </ul> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道法の一部を改正する法律案については、平成 30 年 3 月 7 日に国会へ再提出し、7 月 5 日に衆議院で可決、同日参議院へ送付し、現在、継続審査となっている。引き続き、早期成立に向けて取り組んでいく。</li> <li>（平成 31 年度概算要求での改善状況）</li> <li>・水道事業の広域化及び官民連携を促進するため、広域化に必要な施設整備に係る経費など、引き続き必要な予算を要求。</li> </ul>	

		<p>【厚生労働省・総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各種会議等の場において、先進的な取組について、地方公共団体に情報提供した。</li><li>水道について、広域連携の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。</li></ul>	
--	--	---	--

平成 29 年「通告」の指摘事項に対する各府省の対応状況  
(平成 30 年 11 月 7 日現在)

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府			
テーマ等	地域少子化対策強化事業			
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域少子化対策重点化推進交付金の「地域少子化対策重点推進事業」については、<u>既に地方自治体において実施されている結婚等に関する取組を阻害しないよう、適切な補助率とすべきである。</u></li> <li>・また、<u>同交付金の「結婚新生活支援事業」については、成果目標の設定を「目標を達成した申請自治体の割合」にするなど、事業効果の測定が不十分であると考えられる。</u></li> <li>・<u>短期的には効果を測定しづらいものであることから、自治体が設定するKPIの実績を中期的に分析し、本事業が真に「若者の希望する結婚が、それぞれの希望する年齢でかなえられるような環境を整備」に効果的なものであるか、継続の可否も検証する仕組みとすべきである。</u></li> </ul>			
	個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域少子化対策重点化推進交付金の「地域少子化対策重点推進事業」については、<u>既に地方自治体において実施されている結婚等に関する取組を阻害しないよう、適切な補助率とすべきである。</u></li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、国と地方自治体とが適切に負担を分担するという観点から補助率を見直す。 （スケジュール） 平成29年度補正予算案、平成30年度当初予算案に反映させる。</p>	<p>補助率を以下のとおりとした。 （平成31年度概算要求での改善状況） 1/2を基本としつつ、特に重点的に推進すべき事業に絞って2/3とした。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、<u>同交付金の「結婚新生活支援事業」については、成果目標の設定を「目標を達成した申請自治体の割合」にするなど、事業効果の測定が不十分であると考えられる。</u></li> <li>・<u>短期的には効果を測定しづらいものであることから、自治体が設定するKPIの実績を中期的に分析し、本事業が真に「若者の希望する結婚が、それぞれの希望する年齢でかなえられるような環境を整備」に効果的なものであるか、継続の可否も検証する仕組みとすべきである。</u></li> </ul>	<p>御指摘を踏まえ、中期的な事業効果の測定に資する成果目標の設定や参考指標の把握を行っていく。 （スケジュール） ・平成30年度執行（平成30年度当初予算）において設定する成果目標や参考指標について、自治体と調整を行う。 ・平成32年度までに、成果の検証などを踏まえ、必要な見直しを行う。</p>	<p>平成30年度において、補助対象者に対するアンケートを必須成果目標に追加し、認知度等について測っているところ。また、当面は、自治体から提出された事後評価書に基づき、平成29年度実施事業の効果検証を行う。 （平成31年度概算要求での改善状況） 各自治体における取組の状況を踏まえた要求を行うと共に、「結婚新生活支援事業」については、平成30年度の受給要件を維持することとしている。</p>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	保護費負担金		
指摘事項	<p>・生活保護受給者の医療費（医療扶助費）は、全額公費で負担しており、生活保護費全体の約5割を占め年々増加傾向にあるため、その適正化は重要な課題である。</p> <p>・適正化に向けた取組として徹底した頻回受診対策や後発医薬品の使用促進の強化が必要である。頻回受診については、医療保険の加入者と異なり一切の自己負担なく医療の給付を受けられるため過剰な受診に対する抑制効果が働きづらい状況となっている。<u>頻回受診を行っている者や頻回受診が生じている医療機関に対して個別指導を徹底するなど集中的な対策を講じつつ、各自治体が指導を行っても頻回受診が継続している者に対しては一旦窓口で自己負担を行った上で後日に償還する制度（償還払い）を早急に導入すべきである。</u>また、後発医薬品の使用については、現在、既にその使用を促すことにより給付を行うよう努めることとされているが、<u>医師が医学的知見に基づき使用することができる</u>と認めた場合には、後発医薬品により給付を行うことを原則化すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
<p>・適正化に向けた取組として徹底した頻回受診対策や後発医薬品の使用促進の強化が必要である。頻回受診については、医療保険の加入者と異なり一切の自己負担なく医療の給付を受けられるため過剰な受診に対する抑制効果が働きづらい状況となっている。<u>頻回受診を行っている者や頻回受診が生じている医療機関に対して個別指導を徹底するなど集中的な対策を講じつつ、各自治体が指導を行っても頻回受診が継続している者に対しては一旦窓口で自己負担を行った上で後日に償還する制度（償還払い）を早急に導入すべきである。</u>また、後発医薬品の使用については、現在、既にその使用を促すことにより給付を行うよう努めることとされているが、<u>医師が医学的知見に基づき使用することができる</u>と認めた場合には、<u>後発医薬品により給付を行うことを原則化すべきである。</u></p>	<p>・福祉事務所の指導員が、頻回受診者の受診に付き添うことで、医師による病状の聴取や治療方針の説明などを受給者とともに受け（同行支援）、医師と連携しながら適正受診に向けた指導を行う。</p> <p>・また、頻回受診指導を行う医師の委嘱促進を行い、指導体制の強化を図る。（スケジュール）</p> <p>・いずれの事業も、平成30年度より実施。</p> <p>・頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について引き続き検討を行う。</p> <p>・後発医薬品の使用については、医師等が医学的知見に基づき使用することができると認めており、薬局等において在庫の問題がない場合に原則化する。（スケジュール）</p> <p>・平成30年通常国会において法改正を行い、平成30年10月1日施行。</p>	<p>・頻回受診者対策については、レセプトから対象者を抽出して指導を行う等の取組のほか、平成30年度においては、福祉事務所の指導員が頻回受診者の受診に付き添うことで、医師による病状の聴取や治療方針の説明などを受給者とともに受け、医師と連携しながら適正受診指導等を行う事業を、補助事業として行っている。</p> <p>・医師の委嘱促進については、頻回受診の患者に対し、かかりつけの医師と協議の上で適正受診指導を行う医師を追加して委嘱する地方自治体の取組への助成を行っている。</p> <p>・頻回受診者に対する窓口負担については、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策のあり方について、引き続き検討を行う。</p> <p>・後発医薬品の使用促進については、平成30年第196回通常国会において法改正を行い、同年10月1日から、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することが可能であると認めた場合は、原則として後発医薬品を使用することとした。</p> <p>（平成31年度概算要求での改善状況）</p> <p>・生活保護費負担金の予算額については、生活保護人員の伸び率等について過去の一定期間における平均伸び率を使用して算出し、後発医薬品の使用原則化による医療費の減見込を加味することにより適正化を図った上で所要額を算出し、要求している。</p>	



## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	農業法人投資育成事業		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各投資主体は、株式会社日本政策金融公庫からの追加出資ではなく、これまでの農業法人への投資の回収を原資として、新たな農業法人への支援に取り組むべきである。</li> <li>・例えば、アグリビジネス投資育成株式会社は、農業法人への投資後 10 年を経過した場合又は当該法人の自己資本比率が 40%を超えた場合に、原則として株式等の譲渡を行うこととしている。しかしながら、投資後 10 年を経過した農業法人のうち、株式等の譲渡に至ったのは半数以下であることから、<u>まずは投資の回収に努めるべき</u>である。また、農業法人の自己資本比率平均は 27%（平成 27 年度）と他産業より低いところ、<u>全産業平均の 40%に達成するまで国の支援が必要であるかは再検証すべき</u>である。</li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 30 年 11 月 7 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各投資主体は、株式会社日本政策金融公庫からの追加出資ではなく、<u>これまでの農業法人への投資の回収を原資として、新たな農業法人への支援に取り組むべき</u>である。</li> <li>・例えば、アグリビジネス投資育成株式会社は、農業法人への投資後 10 年を経過した場合又は当該法人の自己資本比率が 40%を超えた場合に、原則として株式等の譲渡を行うこととしている。しかしながら、投資後 10 年を経過した農業法人のうち、株式等の譲渡に至ったのは半数以下であることから、<u>まずは投資の回収に努めるべき</u>である。また、農業法人の自己資本比率平均は 27%（平成 27 年度）と他産業より低いところ、<u>全産業平均の 40%に達成するまで国の支援が必要であるかは再検証すべき</u>である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①投資主体の目利き力</li> <li>②農業法人の望ましい自己資本比率の水準と国の支援の必要性</li> <li>③投資回収の改善方法</li> <li>④株式会社日本政策金融公庫から投資主体への追加出資の必要性</li> </ul> <p>に関して、外部有識者（投資関係者や農業法人等）を交えた検討会を開催し、本事業の制度のあり方も含めて検討していく。</p> <p>（スケジュール） 本年度中に検討会を立ち上げ、平成 30 年末までに意見を取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アグリビジネス投資育成株式会社は、株式会社日本政策金融公庫からの追加出資ではなく、これまでの農業法人への投資の回収を原資とすることを基本に、新たな農業法人への支援に取り組むこととした。</li> <li>・3月と7月に外部有識者を交えた検討会を開催しており、①～④について平成 30 年末までに内部規定の一部見直しを含め、結論を得ることとしている。</li> <li>・その他の投資主体（投資事業有限責任組合）については、時限付き組織（組合存続期間 15 年）のため、指摘事項の「投資の回収を原資とした新たな農業法人への投資」を前提としていないが、上記の検討結果のうち横展開が可能なものについては、その他の投資主体にも適宜対応していく予定。</li> </ul> <p>（平成 31 年度概算要求での改善状況） 概算要求は行っていない。</p>	

## 秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として都道府県ごとに「よろず支援拠点」を設置しているが、同拠点における相談対応件数、1件当たりの相談対応コストには、都道府県間で大きな差が生じている。</li> <li>・そのため、<u>1件当たりの相談対応コストが都道府県間で大きく異なっている要因を分析し、予算の効率化を図るとともに、都道府県毎の予算配分に当たっては、例えば、1件当たりの相談対応コストの平準化が図られるよう、相談対応件数の実績等も踏まえた、メリハリあるものとすべきである。</u></li> </ul>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成30年11月7日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として都道府県毎に「よろず支援拠点」を設置しているが、同拠点における相談対応件数、1件当たりの相談対応コストには、都道府県間で大きな差が生じている。</li> <li>・そのため、<u>1件当たりの相談対応コストが都道府県間で大きく異なっている要因を分析し、予算の効率化を図るとともに、都道府県毎の予算配分に当たっては、例えば、1件当たりの相談対応コストの平準化が図られるよう、相談対応件数の実績等も踏まえた、メリハリあるものとすべきである。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度の事業の執行にあたり、中小企業庁は各よろず支援拠点の相談対応件数、課題解決件数、ネットワーク件数等を含む実施状況を踏まえ、メリハリのある予算配分を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度から、相談対応件数等を予算当たりの実績で評価する項目も加えた評価方針に改定した。</li> <li>・平成30年度事業の執行にあたり、各よろず支援拠点の相談対応件数、課題解決件数、ネットワーク件数等を含む実施状況だけではなく、各拠点の満足度調査や支援した事業者の成果等の評価も踏まえ、メリハリのある予算配分を行った。</li> </ul> <p style="margin-top: 10px;">（平成31年度概算要求での改善状況） 評価方針を変更し、各よろず支援拠点の相談対応件数、課題解決件数、ネットワーク件数等を含む実施状況を予算当たりの実績で評価する項目も加え、メリハリをつけた予算配分を行うことを前提に平成31年度の予算要求を行った。</p>	